

日本製鉄韓国人元徴用工損害賠償等請求訴訟訴状

(1995年9月22日)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

訴 状

一 当事者の表示

別紙目録記載のとおり

遺骨引渡等請求事件

訴訟物の価額金二四八、五三三、五一八・五〇円

貼用印紙額金八六四、六〇〇円（訴訟救助申立）

一九九五年九月二二日

右原告訴訟代理人

弁護士

大口昭彦

同

長谷川直彦

同

藤田正人

同

田鎖麻衣子

同

田中公哲

東京地方裁判所御中

請求の趣旨

- 一 被告らは、各自、原告白●●を除く原告らに対して、別紙「犠牲者遺族対照未払金一覧表」記載の故人の遺骨を引き渡せ
 - 二 右犠牲者らが埋葬等されている場合、被告らは原告らに対して、その場所、施設、手続を明らかにせよ
 - 三 被告らはその費用によって、別紙記載の「謝罪文」を、同記載の要領で朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日経新聞、東亜日報、中央日報、朝鮮日報、韓国日報、ハンギョレ新聞に掲載して謝罪せよ
 - 四 被告新日本製鐵株式会社は、原告らに対して、別紙「犠牲者遺族対照・未払金一覧表」記載の各金額、及びこれらに対する一九四五年八月一五日以降支払済みに至る迄年五分の割合による金員を支払え
 - 五 被告らは、各原告らに対して、各金二〇、〇〇〇、〇〇〇円及びこれに対する一九四五年八月一五日以降支払済みに至る迄年五分の割合による金員を支払え
 - 六 訴訟費用は被告らの負担とする
- との裁判並びに第四ないし第五項について、仮執行宣言を求める。

請求の原因

第一 当事者

一 原告

- 1 原告趙●● 原告趙●●は、故趙●●光の次男であり、同人の全相続人より、故人にかかる一切の請求権の譲渡を受けた者である。
- 2 原告洪●● 原告洪●●は、故洪●●の長男であり、故人の相続人である。
- 3 原告林●● 原告林●●は、故林●●の長男であり、故人の相続人である。
- 4 原告李●● 原告李●●は、故李●●の長男であり、故人の相続人である。
- 5 原告具●● 原告具●●は、故具●●の実弟であり、同人の全相続人より、故人にかかる一切の請求権の譲渡を受けた者である。
- 6 原告趙●● 原告趙●●は、故趙●●の実弟であり、同人の全相続人より、故人にかかる一切の請求権の譲渡を受けた者である。
- 7 原告李●● 原告李●●は、故李●●の実兄であり、同人の全相続人より、故人にかかる一切の請求権の譲渡を受けた者である。
- 8 原告韓●● 原告韓●●は、故韓●●の実妹であり、同人の全相続人より、故人にかかる一切の

請求権の譲渡を受けた者である。

9 原告李●● 原告李●●は、故李●●の甥であり、同人の全相続人より、故人にかかる一切の請求権の譲渡を受けた者である。

10. 原告全●● 原告全●●は、故全●●の甥であり、同人の全相続人より、故人にかかる一切の請求権の譲渡を受けた者である。

11. 原告白●● 原告白●●は、故自●●の実弟であり、同人の全相続人より、故人にかかる一切の請求権の譲渡を受けた者である。

二 被告

1 被告 日本国

(一) 被告日本国は、右各犠牲者を、当時、(被告日本国がその法人格を継承する) 大日本帝国の植民地とされ、その統治下にあつた朝鮮本土より、いわゆる強制連行・徴用し、被告新日本製鐵株式会社の前身である日本製鐵株式会社(以下「旧会社」とも指称する。)釜石製鐵所において強制労働せしめていたところ、故人らは、いずれも、一九四五年七月ないし八月、米国海軍他により右製鐵所に対してなされた艦砲射撃の犠牲となり死亡するに至った。

日本国は、これら犠牲者の遺骨を、相当の手段を以て祭り管理すべき立場にありながら、極く一部を除いては遺族にも返還されず、その管理の状況についても知らされていない。

(二) 被告日本国は、右連行・徴用・死亡について、大日本帝国に対して、故人及びその相続人遺族に発生した不法行為法による損害賠償請求債権等について、責に任ずべき者である。

2 被告 新日本製鐵株式会社

(一) 被告新日本製鐵株式会社は、大日本帝国の国策会社であった日本製鐵株式会社の後身であり、その債権債務等資産を承継している者である。

(二) 旧会社は、他の国策会社等と共に、朝鮮人ないし中国人を日本の国策企業の労働力として徴用すべき旨、要請・献策した。大日本帝国政府はこれを受けて、いわゆる強制連行・徴用をなす旨決定し、原告らの亡父・亡兄・亡弟らを含む百数十万人にも上る朝鮮人を日本本土に強制連行し、各国策会社等の現場に徴用配属した。

(三) 旧会社釜石製鐵所は、故人らを含む多数の朝鮮人徴用工の配置を受け、彼らを工場施設に監禁すると共に、製鐵作業に強制的に従事せしめ労役した。

(四) 故人らは、右強制連行・旧会社釜石製鐵所に徴用・強制労役させられることがなかったならば、前記艦砲射撃の犠牲になることのなかったことが明白である。

よって、旧会社は、遺骨を祭ること等について、大日本帝国と同様の義務を負っていた。また、これと連帯して、故人らの死亡により遺族らに生じた損害について、その賠償をなすべき責に任じていたのであり、かつ被告会社はこの義務を承継している者である。

(五) 旧会社は、故人らを苦しい労働に従事せしめながらも、彼らに対する賃金を支払っていない。被告会社によっても、この支払義務は、今に至るまで履行されていない。

(六) 旧会社は、自ら管理し使役していた故人ら労働者の死については、当然、人間としての尊厳に相応しい方法を以てこれを祭り、遺族に連絡すると共に、遺骨・遺物を返還すべき立場にあり、義務を負っていたが、一部について極く不十分な連絡がなされたのみで、これら当然の義務を履行していない。

被告会社も、未だにこの義務を履行していない。

第二 事実の概要

一 大日本帝国による朝鮮支配―特に戦争への人的動員

日本は、一八六八年の明治維新後、直ちに大韓帝国への侵略を開始し、一九一〇年には、遂に韓国を併合し、完全な植民地として支配し、産物から土地、果ては人まで自国のために収奪した。

以下に、本件で問題になる強制連行・強制労働の素地との関係についてのみ極く簡単に支配の実情

を述べる。

1 韓国併合と植民地支配

(一) 韓国併合

明治政府はその成立当時から、朝鮮の植民地化を国家的目標としてきたが、一八七五年の江華島事件以来、朝鮮への内政干渉を続け、日清・日露の両戦争を経て朝鮮における支配的位置を確立、一九〇五年、日本軍が朝鮮王宮を包囲する中で、伊藤博文が大韓帝国政府の大臣等に強要して、「乙巳保護条約」に調印させた。この条約により韓国は外交権を奪われ、外交を監督するとの名目で日本から送り込まれた韓国統監による徹底した内政干渉によって、事実上日本の植民地とされていった。そして、一九一〇年八月二二日、ついには日本は当時の大韓帝国政府に「大韓帝国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲渡スル」との韓国併合条約を押しつけ、朝鮮を完全に日本の植民地にした。こうして、朝鮮に住む全ての人々は大日本帝国「臣民」とされた。

なお、歴史上の事実としては右のとおりであるが、法的には、以下に述べるとおり、一九一〇年「韓国併合条約」は無効のものである。すなわち、

a：大日本帝国が、独立国であった大韓帝国の主権（外交権）を奪い、これを「保護国」とし

た一九〇五年締結の「保護条約」（第二次韓日協約）は、軍を伴う大日本帝国政府代表者らが、大韓帝国皇帝はもとより、参政大臣（首相）、外部大臣などの大臣ら国家を代表する個人を直接「強制」することによって署名させた。「ソウル内至る所に配備された日本軍隊と先着の林公使の迎えるなかを、表向きは韓国皇帝慰問使の資格で、伊藤博文が一月九日来着、徹底的な日本側の「威脅」のもとで、同月一七日、第二次「日韓協約」が調印されたのである（渡辺学「朝鮮近代史」勁草書房一一一頁）。当時の大韓帝国皇帝高宗も、この条約は「自己ノ意思ニ反シ日本政府ヨリ強制セラレタリ」として、この条約を無視して国際社会への支援を要請し、一九〇七年六月オランダのハーグで開催中の万国平和会議に三名の密使を派遣したことは歴史上の著名な事実であり（ハーグ密使事件。朴慶植「日本帝国主義の朝鮮支配 上」青木書店・一九七三年、五四頁注）、このことから右条約の締結が強制によるものであったことは極めて明らかである。

かかる「保護条約」は、当時の国際慣習法の原則に照らし、締結の時から効力を生じていなかった。現に、一九六〇年代前半、国連における重要会議の討議の過程で、右原則によって締結の時から効力を発生しない条約の実例として、ナチスドイツによる行為を含む四事件の一つとして、この「保護条約」強制事件が挙げられていたのである。

b:…ところで、韓国併合条約は、かかる無効の「保護条約」を前提に締結された。すなわち、右「保護条約」の履行として、大日本帝国政府任命の「統監府」が韓国におかれ、大韓帝国の外交に関する事項を管理し、その外交関係・事務は東京の外務省と日本の外交代表者・領事が行使することになった。そして、韓国併合条約締結については右統監が日本代表を務め、統監の指示で行動する傀儡大韓帝国内閣総理大臣李完用が韓国代表を務めたのである。

したがって、右条約締結行為は、いずれも無効の条約に基づいた「代表者」の行為に他ならない。一九〇五年の「保護条約」が無効とすれば、大韓帝国の完全な主権は存続していたのであって、その主権を代表する国家の意思は「保護条約」締結時たる一九〇五年一月一七日当時の大韓帝国皇帝（高宗）とその内閣（参政大臣が主宰）が行使すべきものであったのである。よって、韓国併合条約は、当時の大韓帝国の代表者が締結したものではないから、絶対的に無効なものである。

(二) 植民地支配

日本は天皇が直接任命する朝鮮総督のもとに総督府を設置し、軍隊と警察を一元化して、「武断政治」と呼ばれる強権支配を行って朝鮮を支配し、朝鮮語の言論や教育を弾圧する一方、「土地調査事業」「林野調査事業」等を実施して朝鮮農民の土地を収奪した。

このような植民地支配に反対し、一九一九年には朝鮮全土で二〇〇万人を越える人々が「独立万歳」を叫ぶ三・一独立運動に立ち上がった。しかし、日本は非武装の朝鮮人に武力弾圧を加え、約七〇〇〇人の朝鮮人が日本軍警によって殺害された。

三・一運動の高揚に懲りた朝鮮総督府は、「文化政治」を標榜して、朝鮮語の新聞発行を一部承認する等の懐柔策を採った。しかし、一九二〇年に始まった「産米増殖計画」により、五年間に増産率二割に対して日本への移出は四倍にする飢餓輸出を強要するなど、植民地収奪の実態に変わるところはなかった。

2 戦争への動員

(一) 兵站基地化政策

日本は一九三一年に満州事変、一九三七年に日中戦争を引き起こし、中国への本格的な侵略を始めた。日本は、朝鮮を中国侵略の「兵站基地」（人的・物的資源の補給基地）と位置付け、食糧や工業資源の略奪を強化すると共に、朝鮮人を戦争遂行のための人的資源として利用しようとした。

(二) 皇民化政策

朝鮮人を戦争遂行の人的資源とするには、朝鮮人からその民族性を奪い、日本に隷属させ、

天皇に忠義を尽くさせる必要がある。このため、日本政府はいわゆる「皇民化政策」を推進した。天皇に忠誠を誓う「皇国臣民の誓詞」を事ある毎に唱えさせ、朝鮮各地に勤労奉仕によって神社を建立し、その参拝を強要し、「創氏改名」を実施して氏名を日本風に改めさせた。

(三) 軍要員としての動員

(1) 従軍慰安婦

一九三〇年代末期から日本軍は朝鮮人女性を従軍慰安婦として強制連行し始めた。強制的に甘言によって、主に一〇代の女性を連れ去り、日本軍兵士の性欲のはけ口としてその人格を蹂躪した。これらの女性の連行や慰安所の管理に、日本軍が直接関与していたことは、今日では疑いの余地無く証明されている。

(2) 軍属

国民徴用令による軍属としての朝鮮人動員は、一九三九年に開始されていたが、対米戦争開始以来、その数が急激に増大した。厚生省発表によると、一九四五年までに一五万九〇七名の朝鮮人軍属が動員され、日本本土や南洋諸島で、軍事土木工事・炊事係・捕虜監視要員や運輸要員として労働させられた。

(3) 志願兵制度

一方、日本政府は当初、朝鮮人に武器を持たせることを恐れていたが戦争の際限のない拡大の中で、朝鮮人青年の軍人としての動員に踏み切った。一九三八年二月、陸軍特別志願兵令（勅令第九五号）を公布、同年三月に勅令一五六号で、六カ月期間の志願兵訓練所官制を制定し、羅南・成興・平壤・大邱などに陸軍兵志願者訓練所を設置、同年四月から志願兵制度を実施した。また、太平洋戦争が始まり、海軍の兵力が不足すると、一九四三年七月、海軍特別志願兵令（勅令六〇七号）を公布、鎮海に海軍兵志願者訓練所を設立し、一〇月一日から朝鮮人青年を海兵として養成し始めた。更に、一九四三年には、学徒志願兵として、専門学校・大学の朝鮮人学生が戦場に動員された。

一九三八年から一九四三年の間に、これらの志願兵として動員された朝鮮人青年は二万三六八一名である。一方、これに志願した者の数は八〇万五五一三名にのぼるとされ、朝鮮総督府等はこれを朝鮮人青年の「愛国的熱誠」によるものと宣伝した。しかし、現実には「志願」とは名ばかりで、面ごとに人数を割り当て、地方の官吏や警察による強制動員が行われた。日本本土で学ぶ朝鮮人学生に対しては、志願しない者は炭坑等へ徴用するとの恫喝まで行って強制的に志願させた。八〇万人を越える膨大な志願者数は、むしろ強制の存在を証明するものである。

(4) 徴兵制度

日本政府は、対米戦争が始まり、より多くの兵力が必要になると、朝鮮人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年五月、一九四四年度からの徴兵制導入を決定し、「徴兵制施行準備委員会」を設立して準備に取りかかった。そして、中学以上に現役将校を配属し、国民学校卒業生は青年訓練所、国民学校未修了者は青年特別錬成所に義務的に入所させ、軍事訓練や皇民化教育を行い、同年一〇月には徴兵適齢届を行わせた。

こうした準備を経て、一九四四年四月、ついに朝鮮に徴兵令が適用され、一九四五年までに二〇万九二七九人の朝鮮人青年が戦場に狩り出された。

(5) 朝鮮人軍人軍属の処遇

日本軍は、朝鮮人青年を動員したものの、その反乱を恐れ、朝鮮人だけの部隊は編成せず、日本人部隊の中にバラバラに配置した。このため、ただでさえ暴力の横行した日本軍隊内で、朝鮮人兵士達は民族的偏見に基づく虐待や私的制裁に耐えねばならなかった。また、南方では、朝鮮人軍属は英米人捕虜の監視業務を担当させられたため、戦後、BC級戦犯として処刑された者もいた。結局、戦場に狩り出された四〇万人近い朝鮮人軍人・軍属のうち、約一五万人は帰還していない。

二 国家総動員体制における朝鮮人労働者の強制連行

1 「満州事変」「上海事変」を突破口とする日中戦争開始及びその泥沼的戦線拡大、更には太平洋戦争の開始は、大陸への大部隊の増派に継ぐ増派を必然化し、それは、当然にも、日本本土における徴兵の飛躍的拡大として結果した。

しかし、このことは、当然にも、全る産業・職場からの青壮年労働者農民の軍隊への大量動員として結果せざるを得ず、全産業における深刻な労働力不足を出来ることになった。

とりわけ、基幹軍需産業におけるそれは、日本の戦争遂行能力にも直結するため、その解決が極めて重要な政策目標となった。

2 そこで政府は、一九三八年四月に、国家総動員法を公布、翌三九年七月には、国民徴用令を閣議決定し、企画院により立案された「労務動員計画」を実施し、国民を強制的に各産業職場に動員し、産業戦士として労働に服せしめ、戦争遂行態勢を維持することに努めた。

しかしながら、大規模な徴兵は、日本本土における青壮年労働力の絶対的欠乏として結果せざるを得ず、戦時経済体制の維持も覚束なくなった。

そこで、被告日本国政府は、前記「労務動員計画」において、大量の朝鮮人労働者を、企画院が中心となって「移入」する計画を立案するに至った。

3 また、このことは、もともと軍・政府の督励と軍需景気のもとで日々軍需物資の生産に突進しつつも、特に日中戦争勃発後、労働力の深刻な構造的欠乏に直面していた各軍需産業・経営者達の切望するところであり、その政策策定を強く政府に求めてきていたところのものであった。すなわち、一九三七年八月、筑豊石炭鉱業会は、石炭鉱業連合会・全国産業団体連合会・鉱山懇談会の三団体に陳情書を送り、

「朝鮮人労務者ノ団体的移入ハ昭和九年閣議ノ決定ニ依リ禁止セラレタル所ナルガ、時局ニ鑑ミ労働力補充ノ一対策トシテ此際該閣議決定ノ方針ヲ緩和シ内地ニ誘致シ得ル様取計ハレタキコト」
を要請した。

筑豊石炭鉱業会は、さらに原田常務理事を上京させ、石炭鉱業連合会理事会の決議を取付ける一方、関係官庁にも働きかけ、その実現を図った。鹿島組等の大手土建会社加盟の日本本土工業協会（理事長：鹿島精一）も、石炭鉱業連合会等と連携して「朝鮮人労務者の集団的移入」を当局に要請した。

4 これに対して、政府は治安問題を重視する内務省が難色を示したこともあって、当初は消極的であった。

5 しかし、労働力逼迫に悩む経営者団体は、執効に強く政府に働きかけた。一方、戦争遂行を至上目的とする政府においても、その解決打開を望むことについては、もちろん同一であった。

そこで遂に、一九三九年七月二十八日、厚生省・内務省・朝鮮総督府の三者による話し合いがもたれ、朝鮮人強制連行政策が決定されたが、それは、朝鮮人に対する統制と同化を課題とする中央協和会が設立されたことにより、治安対策の見通しが立ったことを背景としていた。

6 こうして、一旦朝鮮人労働者の「移入」が開始されるや、経営者は何度も政府を突き上げ、その範囲の拡大及び、更に人員供出の効率化のための手段のより直接性を求めていった。

7 すなわち、石炭鉱業連合会や日本土木工業協会等の経営者団体は、その後も朝鮮人戦時動員の強化を政府に迫り、それを実現させた。「満期移入朝鮮人労働者契約期間延長指導要綱」の公布（一九四四年四月二六日）による契約期間延長の強制は、その一例である。

経営者団体は、中国人労働者の強制連行の点でも、積極的な役割を果たした。一九四二年一月、被告日本国政府は、「華人労働者内地移入ニ関スル件」を閣議決定し中国人強制連行を開始したが、それは、一九四一年一〇月、興亜院に提出された日本建築工業組合連合会の陳情書「支那苦力ノ移入ニ関スル件」等を踏まえたものだった。

8 手段の一層の直接化については、後述する。

9 かくして、最終的には、朝鮮半島より一〇〇万人を越える朝鮮人労働者が日本に強制連行されてくる、といった事態となったのである。

三 旧日本製鐵における朝鮮人被連行者の動員

1 朝鮮人労働者の大規模な強制連行、軍需産業での強制労働は、日本人労働者の徴兵・戦死による労働力の払底を補填する目的で強行されたのであるが、このことは、随一の国策会社であった旧日本製鐵株式会社においても瀝然としている。

(同社は、文字どおり「鉄は国家なり」として、一九三四年一月、日本製鐵株式会社法に基づき、官営八幡製鐵所と三井系の釜石製鐵所、安川系の九州製鋼所、渋沢系の富士製鋼所他の主要製鐵所が合併して設立された。資本金三億四五四万円のこの製鐵会社は、我が国最大の鉄鋼トラストであり、政府が監督権・命令権・人事権を持ち、株式の大半を有する国策会社であった。一九四五年四月一三日には、元海軍大将である盛岡貞次郎日本製鐵社長が、軍需兼運輸通信大臣に就任している。)

2 すなわち、「日本製鐵株式会社史」によるならば(六八〇頁以下)、同社における朝鮮人徴用工動員経過については、例えば、以下のように報告されている。

「…一般に、日華事変の拡大は、ますます鉄鋼生産力の拡充と労働力の動員を必須のものとし、

ことに、太平洋戦争時代に入るにおよんで、熟練労働者の応召が激増するや、従業員総数は、いっそう膨張の勢いとなり、一方、質的に優れた労働人員の円滑な確保は、次第に困難の状況を呈するようになった。」

「…この間、昭和二年（一九三七年）七月の日華事変勃発を境に、いわゆる応召による軍動員が逐年激しくなり、経験に富む多くの熟練工が、ほとんど何らの除外例もなく戦場に送られていった。」

いま『製鐵事業年報』によつて八幡製鐵所の場合を見ると…のとおりで、昭和一六年末には在籍者のおよそ一五%に当たる人員（七、五六九名）が応召されている。これを日鉄全体の記録で見ると、昭和一六年一月（一六日）現在までの応召者累計は、一四、〇六二人、さらに戦死者七六八人、戦傷病者一、七一八人を数えるに至った。」

「…しかし、昭和一四〜一五年の頃から、各作業所とも鉄鋼業に適する体格優秀なる『重筋労働者』に応召者がようやく著しく、その補充はますます困難となり、その代員として体位低下せる未熟練者を多数充足した結果…」…。労務の充足問題に著しい逼迫の度を加えたのは、いうまでもなく同年一二月の太平洋戦争への突入である。

太平洋戦争の勃発は、軍動員の飛躍的強化をもたらした。このため、労働者の減少は顕著とな

り、軍需産業の拡充強化に伴う労働者の新規増員の要請はますます熾烈となったにもかかわらず、不足人員の充足はいよいよ困難となり、…、ついに、昭和一七年四月、日鉄においても、重要工場たる八幡・広畑の二作業所につき、鉄鋼業としては最初の労働者強制徴用（国民徴用令に基づく）を行うに至った。当初の徴用割当人員は、八幡五〇〇名、広畑四五〇名であった。

（これよりさき、昭和一六年一月～二月に、国民登録令及び徴用令の適用範囲が拡張され、一六歳から四〇歳に至る全男子、また一六歳から二五歳までの未婚女子をも登録者を含み、…、日鉄最初の徴用も、もとよりこうした政府の労働動員対策と表裏一体をなすもので、徴用の基礎をなす各種の登録制度は、以後、数次にわたって拡張強化された。）

「…昭和一七年から満一四歳以上のすべての学徒が、その学校の如何を問わず動員されることになり、さらに昭和一八年度には、前年（昭和一七年）度におけると同数の労働者を朝鮮から移入するほか、日本に居住している中国人及び朝鮮人や俘虜や囚人が、労働動員計画の中に取り入れられることになった。昭和一八年度の労務割当において、最大の優先権を与えられたのは、鉄鋼・石炭・航空機・軽金属・造船の五産業であった。

昭和一七年から一八年にかけて、日鉄においてはあらゆる方法を講じつつ労務供給源の確保につとめた。…、八幡・広畑について、輪西・釜石・富士・大阪の内地全作業所においても徴用を

実施したほか、この手段によっても予定の労務者を完全には充足し得なかったため、一方では男子未成年工員及び女子工員の採用につとめ、他方では特殊労務者として朝鮮人工員を集団移入すると共に、学徒・女子挺身隊・勤労報国隊を…使役した…当局からの指令にしたがつて、内地各作業所において戦時俘虜の使役が始められたのもこの時期である。」

「昭和一八年一〇月、政府は『企業ノ国家性ノ明確化』『生産責任制ノ確立』および『企業行政ノ刷新』をなし、もつて軍需生産の飛躍的増強を図ることを目的として、軍需会社法（法律第一〇八号）を制定公布し、一二月より施行した。…従来、総動員法に基づく工場事業場管理令によつて個々の工場事業場の国家管理が行われていたが、軍需会社法は、企業全体を国家の管理のもとにおき、生産責任性を明確にして従業員の経営者に対する服従を公的なものにすると共に、資材・動力・労力等を重点的に注入…。昭和一九年一月、日鉄は同法に基づく軍需産業の指定を受け、八幡…釜石…各作業所の労務管理に対して、同法の規制を全面的に受けることとなった。云々」

なお、釜石製鐵所の記録によれば、右政策のもとに、一九四〇年の段階で、すでに一〇〇名の朝鮮人労働者が連行されていたことが明かとなっている。

3 右経過により、日本政府より日本製鐵に対して特恵的に割り当てられた日朝徴用工は、一〇万人近くにも達した。

このうち、朝鮮からの労働者強制連行は、一九四二年二月の閣議決定「朝鮮人労働者活用に關する方策」後、飛躍的に増大したのであるが、その数は、記録上明かな者だけでも八五三七名に達した（但し、これは敗戦以前の満期退職者を除く数字である。また、日鉄傘下の各製鐵所の内でも最大規模であった八幡製鐵所關係において、とりわけで記録不備であつて、正確な人数把握に困難を出来せしめている。よつて、総数では、少なく見積つても、日鉄關係の朝鮮人徴用工は、一万人を越えていたものと推定される。）。

四 強制連行の実態

1 官民一体性―「供出」地域の指定

右のとおり、最大の国策軍需企業たる日本製鐵は、国により特惠的に朝鮮人労働者の徴用の割当を受け、彼らの積極的動員に努めた。

(一) この割当は、朝鮮の一定の行政地域を「供出割当地域」として、朝鮮総督府及び關係地方庁によつて指定されることにより、行われた

(二) なお、この割当の実情は、例えば左の如きであつた（海野福寿・権丙卓「恨 朝鮮人軍夫の沖繩戦」など）。

慶尚北道において、一九四四年六月一七日、道内二三郡の郡守が道庁に召集され、道当局か

ら各郡への割当数が通告された。例えば、同道慶山郡の割当数は三〇四名であり、「応徴士」の郡庁への集合は同月二四日ということであった。（「応徴士」とは、軍需会社法による「管理工場」「指定工場」の金従業員に対して、徴用令により付与された国家的身分である。

これによって、「軍隊における軍規にも比すべき厳粛な職規」（四三・八・一八各軍需会社の社長に対する徴用令書令達式後の午餐会での厚生大臣挨拶）を以て、全従業員を生産責任者
Ⅱ社長の統帥下に服務させようとしたのである。

すなわち、ここにいう「応徴士の郡庁への集合」とは、慶山郡内の各面事務所で徴発確保された労働者部隊の郡庁への組織的結集を意味している。）

短期間にこれほど多くの「人狩り」をすることは、郡守としても少なからず大事業であったが、道からの命令であるので、郡の内務・産業両課長と相談の上、同月一八日、郡庁郡守官房において緊急面長会議を開き、各面に一定人数を割り当てた。この際、各面への割当数は人口数の多寡に比例せしめられた（同書九四〜九九頁）。

(三) 今これを、日本製鐵株式会社関係についてみるならば、一九四二年三月（第一・四半期）において、例えば、

八幡製鐵所　慶尚北道（達城郡・慶山郡・義城郡・金泉郡）

輪西製鐵所 慶尚南道

であった。

もちろん、右は、一定時期における指定であつて、これに限られていた訳ではない。同様の方式による指定と「供出」が繰り返された結果、各製鐵所において、朝鮮人徴用工の出身地には、顕著な特定性が存在することになった。すなわち、記録上、出身地の分明な者についてこれを見ると、

a…釜石製鐵所では、六九〇名中、忠清南道出身者が三九三名（五七％）、全羅南道出身が一九六名（二八・四％）

b…大阪製鐵所では、一九六名中、一三二名（六七・三％）が江原道出身

c…広畑製鐵所では、一五三名中、一四四名（九四％）が江原道出身

d…八幡製鐵所では、五〇五名中、全羅北道出身者が四三五名（八六％）であつた（他道は、ゼロないし圧倒的少数）。しかも、同一道内にあつても、更に特定の郡への顕著な集中傾向が存する。すなわち、

e…大阪製鐵所では、九九％までが江原道の平康・春川・清川の三郡と平壤府の出身

f…広畑製鐵所では、江原道の陽口・伊川・平康・寧越の四郡の出身者が九〇％

g…八幡製鐵所では、五二・七%が全羅北道の井邑・金提・益山の三郡と全州・郡山二府の出身

h…釜石製鐵所では、全羅南道の長興郡及び忠清南道の公州・端山・保寧の四郡の出身者が四七・三%を占めている。

という現実が存在した。

これは、朝鮮人労働者の徴用動員が、政府・行政機関・企業の間での緊密な計画・調整のもとに、極めて組織的に遂行されたことを雄弁に物語っているものである。

2 強制連行の態様

(一) ところで、このような官民一体となった特定地域からの労働者の「供出」——強制連行には、歴史経過的に左の三方式が存在した。

①自由募集

②官斡旋

③徴用

以下、強制連行の方式の変遷と過程とその内容について述べる。

(1) 募集方式による集団移入（一九三九（昭和一四）年九月以降）

この方式は、朝鮮での労務者募集について厚生省が割当をし、その割当数に基づいて、日本本土の民間事業主が、朝鮮総督が指定する地域に赴き、朝鮮人労務者を募集し、集団的に日本本土の事業所に連行する方式である。事業主が、指定された地域内で募集する対象者は、その多くは農民であり、一家の大事な働き手の見知らぬ日本への移住に、本人・家族が抵抗するのは当然であった。したがって、自由募集では希望人数を確保することができないところから、現地に入った事業主は、現地の警察や行政機関の協力を依頼し、その権力を背景にして事実上強制的に募集していたのが実情であった。

この方式は、一九三九年四月、閣議決定により、厚生省・総督府の統制下で、朝鮮における地域割当に基づき、事業主が募集許可を受けて募集し、集団渡航で、朝鮮人労務者を日本に連行することを認めたもので、内務・厚生両次官通牒「朝鮮人労務者内地移住に関する件」(一九三九・七・二九)に基づく「朝鮮人労務者募集並びに渡航取扱要綱」(同年九・一)に従って実施された。

(2) 官斡旋方式による集団移入(一九四二年二月以降)

日本企業の労働力逼迫はますますその度合いを深めてきたため、更に効率的に連行を行うべく実施されたものであり、行政機関・警察が労働部隊の編成までをも担当した。すな

わち、「従来ノ移入方法タル民間一般募集ニ依ル集団移入ヲ更ニ發展セシメテ労務者供給ノ部面ヲ朝鮮総督府及地方庁ノ官斡旋ニ移行セシメ各出身地別ニ隊組織ヲ編成セシメタ点」にあった。

この方式は、朝鮮総督府及び地方官庁の官斡旋によつて労務者を供出させ、彼らを出身地別の隊組織に編成して強制連行する方式である。この方式では、割当地域に派遣された事業主の補導員が、地方行政機関・警察そして朝鮮労務協会等の連携した協力を得ることにより、短期間に目的人数を確保するのである。確保した労務者は、事業主の補導員に引渡され、日本の事業所に連行されるのである。

この方式は、一九四一年策定の「労務動員実施計画ニ依ル朝鮮人労務者ノ内地移入要綱」に基づき、一九四二年二月一三日の閣議決定「朝鮮人労務者活用に関する方策」に基づく「朝鮮人内地移住斡旋要綱」に従つて実施された。これは、日本本土内での各企業間や日本本土側と朝鮮側の企業間における朝鮮人労務者の奪い合いを調整し、また移送中の朝鮮人労務者の逃亡を防ぎ、かつ必要な労務訓練を事前に行うために編み出されたものである。これらの業務は、朝鮮総督府内の官製団体である朝鮮労務協会（一九四一年六月設立）が一元的に行い、隊組織を組んで労務訓練を施した後に、割当事業所へ引渡した。

(3) 国民徴用令の方式による集団移入（一九四四（昭和一九）年九月以降）

軍需企業の労働力逼迫の状況は前述のとおりであり、遂には、一九四四年八月の閣議決定「半島人労務者の移入に関する件」により、国民徴用令（一九三九年七月七日勅令四五一号）による一般徴用を、朝鮮においても発動することにしたものである。これは「募集」とか「斡旋」という仮面をかなぐり捨てて、法的強制手段に訴えたものである。これは、道知事名で「徴用令書」を被徴用者に送付し、特定の日時に郡役場まで出頭するよう命じたもので、徴兵と同様の強制力を有していた（徴用令には罰則が設けられていた）。

国民徴用令による強制連行の実施の手順は、まず、同令第四条に定める管理工場または指定工場の事業主が、朝鮮総督に、必要な人員の配置を求めて「徴用申請」を申請し（第六条・第二五条）、これを受けた朝鮮総督は、徴用の必要ありと認めるときは徴用命令を発し、徴用される者の居住地を管轄する道知事に通達する（第七条・第二五条）。通達を受けた道知事は、徴用される者に対する出頭命令を発し、これをその者に交付する。これを受けて出頭した者につき、検査または調査し、服務の適否を判断し、従事すべき総動員業務、職業及び場所を決定し、徴用令書を発してこれを交付する（第七条の二）。徴用される者の出頭の旅費は道知事がこれを支給し、一時帰郷の旅費は使用している当該官庁または事業主が支給す

る（第一九条） というものであった。

(二) このうち、国民徴用令による『③徴用』が強制であることは明かであるが、とりわけ①について、その強制性を否定する者もある。

しかしながら、これらは、その実態よりして、いずれも文字どおりの強制連行であった。

ここでの自由募集は、その表現上のイメージから、従前、日本の殖産企業による農地収奪等の結果、耕地を失い細民化せしめられた朝鮮人が、日本へ渡航した（その実情は、もはや最低の生活維持すら困難となり、日本への流民とならざるを得なかったものである。）状況等と混同され易いが、実態はそのようなものでは全くない。

それは、何よりも、国家総動員法に基づき、一九三九年から実施された「労務動員計画（一九四二年から「国民動員計画」と改称）」という戦時経済労働政策の一環として、政府（企画院）が計画し、軍命令により強行された、国家の労働動員における動員方式の一であって、各労働者の「自由」意思による労働契約などでは全くないからである、

すなわち、警察と行政（行政単位である「面」事務所など）が応募を強制し、これを企業の指導員（労務係）が採用し、まとめて連行した方式が、いわゆる「自由募集」なのである。

他方、割当られた人員を警察と行政の責任において「供出」し、それを、「各出身地別ニ隊組

織ヲ編成セシメ」たものを各企業が連行した方式が、いわゆる「官斡旋」であった。

かくして、いわゆる「自由募集」なるものも、国家権力の強力に基づく、事実は強制動員であったことは、左によつても明かである。すなわち、

北海道の主要一五炭坑は、第一〜第三次分（一九三九年一〇月〜一九四〇年三月）として、五八〇〇名の朝鮮人労働者の募集が認可された。住友鉱業の内部資料「半島人移入雇傭ニ関スル件」は、この「募集」の内容を次のように記している。

「（募集は）各社ノ募集従業員ニヨル募集ト言フコトニナツテ居（たが、実際には）警察ニ於テ割当数ヲ必ズ集メル。之ヲ各社ノ募集従業員ガ詮衡スルコトニナツテ居（た）。」

（アジア問題研究所「朝鮮問題資料叢書」第一巻。二九八〜二九九頁）

あるいは、三菱鉱業直島精錬所の労務係として前後一〜一回に亘り強制連行に関わつた石堂忠右衛門は、「朝鮮人労務者募集日記」の中で、「（実際には）朝鮮官権ニヨツテ各道方面ニ於テ強制供出スル手筈ニナツテ居（た）」

と記している。

当時、朝鮮全土に渡航忌避の感情が根強く充満していたのであり、一家の中心たる戸主等が自由意思で「募集」に応じたりすることがある筈もなく、かかる警察力の発動は必須であつた。こ

のために、家からの徴発はもちろん、田畑から、あるいは道路通行中、そのまま警察官によって面事務所等に実力で拉致され、これを指導員が詮衡するという「自由募集」が横行することとなったのである。

とりわけ、軍と密接な関係にあった日本製鐵の場合は、警察のみならず軍人（憲兵）・軍属までもが、「供出」事務に動員され従事した。

「官斡旋」・「自由募集」いずれにせよ、これら軍・警察の実力行使による強圧・威迫、行政機関の公権力行使により、「供出」人員が確保され、労働部隊が編成され得、日本国内への集団的移動が可能となったものであって、被連行者にとっては、強制以外の何ものでもなかったのである。

五 強制労働の実態

被連行労働者に課せられた強制労働の実状は、例えば、本件について本訴状第三章で詳述しているとおりである。

ここでは、他の事業所における例などに拠りつつ、更に一般的に見てみることにする。

1 そもそも、強制連行などという暴挙は、一方での労働力確保という戦時経済上の動機と共に、他方での植民地人たる朝鮮人に対する徹底した人間性無視が根底にあったが故に強行されたこ

とは、疑いない。

異郷に暴力的に連行されてきた労働者達を待ち受けていたのは、この人間性を無視抹殺された存在にとつて、まさに相応しい生活・労働条件であった。すなわち、

彼らは、まず隔離され、逃走防止を旨とする暴力的秩序のもとに管理され、生きてゆくのがやっとなつたという劣悪な生活条件のもとに、危険な労働に長時間従事せしめられた。そのために、労災により事故死あるいは重傷を負ったり肺病等に罹患し、廃疾化する者も多かった（本件でも、原告の兄●●が事故死している）。

更に、日本人徴用工に比し、甚だしい低賃金で、しかも、それすら逃亡防止の理由から全額渡されず、極く僅かの現金を除いては、種々理由を以て天引控除を強制された。

2 例えば、旧会社の関連会社であった日鉄鉱業大橋事業所に、一九四一年八月、釜山市から連行された朴在律氏によれば、

「一日現場を見物させられて、翌日から働かされた。仕事は坑内での掘サクで、朝七時から夜七時までの二交替制であった。他の連行者の仕事も坑夫や雑夫、雑役であった。寮は一部屋で七人位入れられた。食事は初めは良かったが段々悪くなり、豆粕のメシをはかってよこした。おかずは塩汁で実は大根の葉だけ、たくあんもなかった。賃金額は全く不明。会社から家に送金すると

言つて金は渡さなかつた。仕事の時は、係が坑口まで引率した。此の連中は何かという鉄棒で殴つた」

(琴乗洞「東北地方における朝鮮同胞強制労働と虐待の実態について」中その1 「月刊朝鮮資料」第一八三号。一九七六年八月)

というものであつた。

なお、戦後、旧会社は「強制労働はなかつた」等と強弁していたが、本件でも後に問題となる、一九四六年四月五日、岩手県庁において行われた県総務部長主催の懇談会の際に、県内八事業所の代表者・県関係者・進駐軍関係者ら列席の前で、その旧会社釜石製鐵所の代表者すら、鉾山において、「強制労働ノ事実」があつたことを公的に認めているほどである。

3 しかし、同一目的・条件を以て移入された朝鮮人労働者について、「強制労働は鉾山においてのみ存在した」とは誰が信じうるであろうか。鉄鋼関係についての労働条件を見ると、一般に、

(一) 労働時間は、九時間以下が二四・五%、九〜一二時間が六五・四%、一二時間が一〇・一%であつたが(「鉄鋼統制」第三卷第五号)、多数が運搬工や原料工に「訓練士」として動員された被連行者の殆どが、一二時間以上労働せしめられ、土曜日には一八時間という長時間労働さ

え課せられた（日本鋼管川崎製鋼所。金景錫氏）。

要するに、朝鮮人「訓練士」には日曜も祭日も無かったのである。

一九四二年一月～九月の鉄鋼労働者の稼働率（出勤率）は製鐵部門で八六・七％、製鋼部門で八四・八％、圧延部門で八三・四％であったが（前同、六〇頁）、「第八四回国帝国議会参考資料」によれば、「工場方面ニ於ケル訓練工（鉄鋼方面ノ呼称）ノ稼働率ハ各工場共特別ノ事故ナキ限り九〇％ヲ降ル所ナキ現状ニシテ、優良工場ニ於テハ常時九五～九七％ノ稼働率ヲ示ス有様ナリ」と報告されていることは、この点を裏付けている。

(二) しかし、かかる高い稼働率は如何にして可能であったであろうか。移入労働者に対しては、各種「錬成」が施され（詳細については、第三において述べる）、例えば、各社において「皇民化運動を徹底せしめ、真の日本精神を吹込む指導をしなければならぬ」「『皇国臣民の誓詞』の唱和に努め、半島人従業員は常に皇国の臣民たるを自覚し……」（「朝鮮人徴用労働者の労務管理」（秘）日本鉱業株式会社。昭和二八年度所長会議）等とされていたが、朝鮮本土から強制連行されてきた労働者達が、これらによって「皇国ノ臣民」としての自覚に目覚め、日本の戦争勝利のために「銃後ノ戦士」として粉骨碎身し、挺身的に働かねばならぬと考えるようになった、とは信ずる者は誰もいないであろう。にもかかわらずのかかる高い稼働率は、要す

るに、暴力的強制を抜きにしては絶対であり得なかったことが明らかである。

(三) このため、各労働者は、自己の生存のためにも「逃亡」を真剣に考えざるを得ない状況が普遍的に存在し、これに対する対策が、各企業にとって重要課題であり、一層の暴力、管理強化ないしは治安機関との緊密な抑圧体制の構築がされていったのである。

その一端が、右記秘密文書において、例えば、

「管理上の対策としては、温情を以て指導すると共に、常に圧力を加えること、独身者の合宿は処所に分散し、多数の集団とせぬこと、教育は或る程度以上なさぬこと、脱走の風習多し、之れが予防として、脱走するも他所には絶対に使用されざる信念を植付けること、之れが為めに脱走者の取締を厳にする様当局に陳情すること」
等と述べられているのである。

(四) 一九四二年一月二四日、国民勤労研究会（企画院・厚生省・産業報国会等により構成）において、日本鋼管労務次長高浜政春は、「半島技能工の取扱ひ」と題して講演したが、そこにおいて、

「圧延製鋼等『火の側』において特に人が足りない。「訓練工」に公傷率が高く（二二・八％）、日本人新入工員（『試験工』）の二・六倍にもなる」

「肺病罹患者が多く、最近『移入』した五〇〇名の内、六〇名にも上った」
ことなどを明らかにしている。

これは、被連行者がさしたる「訓練」もなく危険な現場に長時間従業せしめられたこと、また、劣悪な生活・労働条件下での重労働により、健康を害する者がいかに多かつたかを明白に物語っているものである。

(五) 賃金も、日本人労働者に比して、概ね四分の一〜二分の一程度で、極端な差別低賃金であった。

しかもこれは額面額であつて、実際の支給額は更に少額であつた。それは、「貯金」「年金保険料」「退職積立金」「家庭送金」「愛国貯金」「共済会費」「国防献金」等々、様々の費目の下に天引控除されていたからである（「家庭送金」等が全くの嘘であつたことは明らかである。原告ら遺族にも、そのような送金を受けた例は皆無である。）。

本件を始めとして、多額の「未払金」が問題化した所以である。

なお、ここで注目すべきは、かかる低賃金は政策的に殊更に行われていた、ということである。すなわち、

前記、高浜政春日本鋼管株式会社労務次長は、

「一時に金を沢山与えると逃亡の誘因となる。」と公言しているほどなのである（「半島技能工の育成」）。

4 以上が、高い稼働率を誇るといふ鉄鋼各社での労働実態の一端である。これらが強制労働ではない、とは、どのようにして言えるであろうか。

六 日本製鐵釜石製鐵所配備の原告らの肉親の戦災死

1 原告らの肉親達は、このように、事実上の監禁ともいふべき監理下におかれて、暴力的な厳しい監督のもと、強制的に、日本製鐵釜石製鐵所において使役されていたのであるが、これがために米軍攻撃に被災し、命を奪われるに至った。すなわち、富士製鐵株式会社釜石製鐵所「釜石製鐵所七〇年史」等によれば、

2 ホルジ米国海軍大將麾下第三艦隊高速空母部隊は、一九四五年七月一四日午前二時四〇分から午後二時一一分にかけて、重要な軍事関係施設とみなされた「釜石製鐵所及び近接する埠頭地区」に対して、快速戦艦・重巡洋艦・駆逐艦群による徹底した艦砲射撃を加えた。

発射弾数は一六インチ砲弾八〇二発・八インチ砲弾七二八発・五インチ砲弾一〇三五発―総計二五六五発にも達し、犠牲者は、製鐵所だけでも一〇六名にも達した。

3 しかも、同年八月九日には、第二次の艦砲射撃が、米軍にさらに英海軍を加えた合同の大艦隊

(戦艦三隻・重巡洋艦六隻・駆逐艦一三一隻)により加えられた。砲撃は午後〇時四九分から同二時四五分に及び、発射弾数は米軍のものだけでも一六インチ砲弾八〇三発・八インチ砲弾一、三九二発・五インチ砲弾五八六発―総計二、七八一発にも達し、犠牲者は製鐵所において五一名に及んでいる。

4 二次に亘る艦砲射撃により、製鐵所からは一五七名もの死者が出たのであるが、原告らの肉親も、これらによる犠牲となり落命した。そもそも、原告ら肉親は、朝鮮より強制連行され、釜石製鐵所において厳しく管理監督されつつ使役されていたものである。しかして、第二次大戦において、朝鮮本土は戦場とはなっておらず、空襲・艦砲射撃などが加えられたことはなかった。すなわち、被告らによつて強制連行されることがなかったならば、命を落とすことはなかったのであり、したがって、被告らの行為と原告らの肉親の死の間には因果関係が存する。

5 なお、日本軍は、国際条約にも違反して、捕虜とした連合軍兵士四〇〇名を釜石製鐵所において強制労働させていたが、極東軍事裁判において、「艦砲射撃時に十分な防護をしなかった」とも訴因として、收容所分所長・軍関係者が起訴され、禁錮刑一五年等の有罪判決を受けたという事実がある。

七 理不尽・不徳義な戦後処理(その一)

―補償金及び未払金の支払拒否及び横領―

旧会社を含む日本の各軍需産業は、既述のとおり朝鮮人労働者の奴隸的使役により巨額の利潤を挙げた。

ところで、一九四五年八月の日本の降服・朝鮮解放は、かかる非人道行為の反省・解決の出発点となるべきエポックであった。

しかるに、被告らは全くこれを行わなかったばかりか、更に理不尽・不徳義な政策・対応を積み重ね、不当に利得したばかりか、犠牲者及びその遺族の人間性を二重三重に傷つけ、更に、働き手を失った遺族の一家離散の悲劇さえ出来た。かかる理不尽・不徳義な戦後処理は、それ自体で、別に遺族に対する不法行為を構成するものである。

以下、七・八・九・十章において、この経過について略述する。

1 先述したとおり、強制連行された労働者遣の処遇は、監禁・暴力による強制労働であり、まさに奴隸に等しいものであったが、その身分は、一応（一方的なものであれ）契約によるものとして賃金も約されていた。しかも、それらは日本人労働者とは甚だしく差別された低額であった上、種々の名目から天引きされ、殆ど全く支払われてはいなかった。

その最も甚だしい例としては、原告白●●の兄である故白●●の場合である。同人は、一九

四四年四月一日に釜石製鐵所において労働中事故死した。この旨連絡を受けた父の白●●は、はるばる朝鮮より釜石を紡ね、故人の遺骨を引取って帰った。しかるに、この際にも、わざわざ遺族が来ているにもかかわらず、旧会社は故人にかかる未払賃金等を支払わなかった。

結局、朝鮮人労働者を強制連行し強制使役した軍需各企業は、旧会社を含めて、極く一部の既払金を除いて、賃金等についてはこれを支払う意思を全く有しておらず、うやむやにし、使い捨てる企図であり、かつそうしていたのであった。白●●のケースが、このことを何よりも明らかに示している。

2 しかし、こうした使い捨て労務政策を支えていたのが、もちろん、日本帝国主義の軍事的行政的朝鮮支配と、朝鮮人に対する非人間視であった。しかしながら、一九四五年八月一日の日本降服・朝鮮解放により、この支配体制は一挙に崩壊し、それまでの朝鮮人徴用工に対する奴隸的処遇が強行される、この現実的基盤は失われるに至った。かくして、全国の各企業において、被連行朝鮮人労働者らによって組織された在日朝鮮人連盟等の在日朝鮮人団体を中心とする、「酷使虐待と民族差別に対する補償・未払金の支払」要求の交渉が推進されることになったのは、極めて当然の経過であった。

(ある調査によれば、一九四六年一〇月一九日現在の解決件数三四〇件・関係人員四万三三二四

名・解決金額二六八七万六八四四円と報告されている。

3 ところが、この極めて当然の要求に対しても、従前の支配者意識・差別感情から依然として脱却できない各企業は、これについて、支払うべきものは支払うとの当然の解決を一切なそうとはせず、逆に抵抗し、「不当要求」などとして拒否すると共に、連行労働者の即時本国送還を図り、更にはこれら要求運動を政治的に封じ込めてしまうことを画策した。

そして、各企業・経営者団体は、例えば鹿島組他大手土建一四社にあつては、「華鮮労務対策委員会」を組織するなどして、朝鮮人に対する取締の強化と朝鮮人労働者の送還を当局に強く働きかけた。

すなわち、日本建設工業統制組合は、各大臣宛の陳述書において、

「華人及朝鮮人労働者は大至急送還せられ度きも其が実行迄は之が管理を一切政府に於て扱はれ度き事」

などと述べ、あるいは一九四六年一月五日付で内務省警保局長宛に、

「朝鮮人労働者ノ処遇ニ関シ在日本朝鮮人連盟ヨリ要求セラレタル件ニ付陳情」をなすなどして、取締を迫った。

4 旧会社が領導する日本鉄鋼協議会も、一九四六年三月二二日、「労務懇談会」を開き、後記の

二月二六日付内務省警保局公安課長通牒(「…不当要求」に対しては、「断固タル取締ヲナスコト」となす)の趣旨徹底を図ることとし、「朝鮮人ノ不当要求ニ係ル内務省ノ取締方針ニ関スル件」として、「朝鮮人連盟ニヨル退職慰労金其ノ他ノ不当要求ニ伴フ不法行為」の「発生ノ筋ハ速ニ關係警察部ト連絡善処相成度候也」との方針を確認した。

すなわち、朝鮮人労働者の当然の補償要求に対しては、一方的にこれを「不当要求」等と極めつけつつ(その実、何故「不当」なのかとの法的見解が明らかにされたことは絶えて無かった)、あくまで警察力により圧殺する、このことが根本方針とされたのである。

四月二四日には、旧会社本社はこの鉄鋼協議会見解に踏まえて、「在日本朝鮮人連盟ノ要求ニ対スル処理方針ノ件」なる通牒を傘下各製鐵所長宛に発した。

5 一方、この問題が自己の犯した戦争責任・人道上の問題であることについての認識を一切欠落し、全てを公安・治安上の問題と位置付ける被告日本国政府も、これら要求要請を受けて、問題の本来的解決を追及せず、弾圧・政治的封じ込めのみ事とした。すなわち、

(一) 被告日本国政府は、一九四六年一月以降、「終戦連絡中央事務局」を中心に、各省庁が連絡を密にして、朝鮮人に対する「総合的施策」を策定推進することにした上で、〈登録制度の実施・「不良分子」の強制送還・「不良団体」の解散・刑事司法権の確立〉等の方針を打出し、G

HQを通じて、これを朝鮮人連盟等在日朝鮮人団体に通告させた。また、自身も同様の通告を行った。

更に、これと関連して、内務省警保局公安課長は、一九四六年二月二六日付で、警視庁警務部長宛に通牒（「公安発第二四号」）を發し、「朝鮮人労働者ノ給與其他ニ関スル不当要求」に對しては、「断固タル取締ヲナスコト」…之ガ警備取締ノ強化ニ遺憾ナキヲ期セラレ度」等と指令した。

(二) これらが、先の各企業・経営者団体からの強い要請に対応したものであることは明白である。しかしながら、在日朝鮮人労働者の要求は極めて当然のものであつて、問題の性質が、こうした弾圧的対応で解決できるものでないことは明らかであり、また、事実上も、このような形で居直りきることは到底できなかった。

そこで、政府は政治的にこの要求を封じ込めんとした。

それが、一九四六年六月二一日付で厚生次官通牒（厚生省「労」第三六号）として發せられたところの「朝鮮人・台湾人及中国人労働者の給与等に関する件」であつた。

これは、補償等については一切これを切り捨てる趣旨で、

(1) 給与については、昭和二一年一月一七日付厚生次官通牒を、(GHQ「覚書」が公布され

た)一九四五年一月二八日以前に、及び退職手当については、(降服文書調印の)一九四五年九月二日以前に遡って実施する。

(2) 朝鮮人連盟の当事者能力を認めない。

との二点を中心的内容としたものであった。

しかし、この次官通達は、後に詳論するが(九・二・三)、朝鮮人労務者に対する「有利ナル取扱」を罰則をも設けて禁止したものであった。よって、これは、朝鮮人労働者による全く正当な補償請求を恰も平等原則に反するものであるかの如くに貶め、これを「不当要求」と改めて極めつけたものである。

かくして、連盟の否認とも相俟って、補償請求は政治的に封殺されてゆくこととなったのである。

しかも、これが同時に「警察力の集中配備」「検挙取締の強化」「登録制度の実施」その他法的地位についての、政府の通告等とセットとされていたことにも典型的に顕われていたとおり、未払金・補償金そのものの解決ではなく、あくまで未払金・補償金問題に対する対応ということであったのである。

(三) ところで、対朝鮮人連盟及び補償金問題については、「警察力の集中配備」「検挙取締の強化」

等に基づく右強権発動によって封殺し得たとしても、しかし、個々の労働者に対する未払金債務の存在それ自体、及びその不徳義性は否定し得ない。

そこで、これについては、厚生省は、一九四六年一〇月一二日に「朝鮮人労働者等に対する未払金その他に関する件」なる通牒を以て、各企業を指導し、未払金（賃金・厚生年金保険脱退金等）を供託せしめたとされている。

政府・企業が一方的に行った、この供託については、その詳細は明らかにされてはいない（原告らの要求に対して、被告日本国・盛岡法務局長は調査さえ拒否した。）しかしながら、この供託にはそもそも適法な供託原因が存在せず、また、各債権者に対する供託通知もなされた形跡が一切無く、全る意味において、その民事法上の有効性は極めて疑わしいものである。

このことも、この供託が、もともと、各企業が誠心未払金を支払おうとしたが果たせぬ為に、やむを得ず供託がなされたという、供託制度本来の趣旨からなされたものでは全くなく、朝鮮人自身による直接の請求に対しては、これを不当にも治安問題視した上で、警察力をも用いてこれを封殺していった反面の、表向きの代償措置としてなされたという、政治的性格のしからしむる当然の結果なのである。

四 それゆえ、この供託金については、これまた当然にも、債権者である朝鮮人労働者に交付さ

れたという事実は全く存在しておらず、例えば、一九九一年六月一〇日付朝日新聞の報道するところによれば、五、〇〇〇万余円もの供託金が、債権者も一切知らないところで、国庫に死蔵されているとのことである。

いずれにせよ、かかる政治的「供託」は、本件原告を含む朝鮮人被連行労働者及びその承継人の未払金請求権には何ら全く消長を来すものではあり得ない。

(五) なお、右供託に関する一〇月二二日の指導は、一九四六年七月一七日付で、厚生省勤労局長・労政局長・保険局長の連名により各都道府県知事宛に出された通牒「朝鮮人労働者に関する調査の件」(管下の工場・事業場の雇傭する朝鮮人労働者に対する各種未払金・厚生年金保険脱退手当金等についての調査)による調査に基づいてなされたときられている。

しかしながら、右調査は極めて不徹底不十分であり、多くの事業所が照会に対して「未払金ナシ」などと回答しており、それがそのまま調査結果とされ、結局それらはかかる供託の対象とさえもされることなく、当該企業に横領されてしまった。

6 〈本件と右拒否封殺政策の関係〉

朝鮮人労働者による当然の未払金等支払要求が、日本政府・各企業によりいかに巧妙かつ権力的に拒否封殺されていたかについては、右に述べたとおりである。

ところで、当然に、かかる政策は、旧会社釜石製鐵所における本件未払金問題にも反映している。

それは、釜石現地においては、一旦は岩手県の斡旋もあつて一定の解決が殆ど達成されかかつていたにもかかわらず、旧日鉄本社及び被告日本国政府の強圧により、これが流産せしめられたという点で、大きな意味を持っている。のみならず、むしろ、釜石における問題解決に向けてのかかる事態の進展それ自体に、政府・各企業は危機意識を強く募らせ、既述のとおりの方策に踏み出していった、その決定的な契機ともなったものとして、重要な意味を有しているものである。

以下に経過を略述する。

- (一) 一九四六年三月、朝鮮人連盟岩手県本部は、「酷使虐待」「差別的待遇」を厳しく批判し、旧会社釜石製鐵所他県内七事業所に対して、「要求条件」を提出し、死傷者と帰国者に対する補償・未払金の委託支給を求めた。
- (二) これに対しても、企業側が誠意ある対応をなさなかつたため、事態は紛糾した。
- (三) 四月五日、事態收拾のため、岩手県内務部長は、「移入労務者雇傭ノ県下各事業場」の代表者と朝鮮人連盟岩手県本部長以下数十名を県庁に招き、その主催の下に、「朝鮮人労務者処遇

懇談会」を開催し、交渉斡旋に乗り出した。この席には県内務部長の他、厚生・公安両課長以下の県職員と盛岡進駐軍司令部（憲兵隊長）らが立ち会った。

席上、連盟側は、「差別待遇・強制労働ノ事実」を指摘し、補償を強く要求した。しかし、前述のとおり、もともと根強い非人間視・差別感情のもとに、使い捨てを方針としていた企業側は、これら要求に強硬に反対したため紛糾した。

しかしながら、これらの要求の正当性については、懇談会主催者である岩手県内務部としても認めるところであり、調停案を作成し、これが呈示されることとなった。

(四) 六月七日、内務部長より、

○業務上死亡者に対しては、五〇〇〇円

○業務外死亡者・重度障害者に対しては、二五〇〇円

○業務上障害者に対しては、一五〇〇円

の慰籍料を支給する。

等を骨子とする調停案が呈示された。

県内各事業所は、関停案を受諾した。しかして、最後まで難色を示していたところの釜石製鐵所も、漸く

「不本意乍概ネ県調停ノ大綱ニ副ヒ解決スル外ナキモノト思料致候」と県内務部長に回答するに至った。

しかるに、この報告を受けた旧会社始め在京の本社は、厚生省の指導のもとに、断固拒否した。このため、折角の調停案も遂に白紙還元をやむなきに至ってしまった。

(五) そこでやむを得ず、県内務部長は、九月二十六日、

「終戦帰国者一名につき、一〇円を事務費として朝鮮人連盟岩手県本部に寄付する」

との再調停案を呈示し、全事業所はこれを受け入れる意向を表明した。しかるに、またもや全ての在京本社はこれを拒否した。

この過程において、在京各本社は協議を重ねたが、結果、一〇月一四日、

「本件ハ単ニ本県ノミノ問題ニ止マラズ全国ニ波及スル俱アルニ鑑ミ問題ヲ中央ニ移シ解決スルコトニ衆議一決シ(タ)」

とした上で、更に一六日には、厚生・内務両省の意向をも聞いたが、結局、在京本社間では、「本要求ハ一切之ヲ拒絶スルコト」

になったとして、各現地事業所にその旨指示がなされた。

この際、例えば、全国鉱山会は併せて、

「今後連盟支部ヨリ直接現場ニ交渉ヲナスコトモ考ヘラレルニ付警備ニ関シ予メ県公安課長ト打合せ置クコト」

とも指示していた。

このようにして、厚生省及び本社は、現地における補償金支払についての解決の努力を全て白紙に戻さしめ、これらには一切応じないとの姿勢を強硬に打出し、これに権力的に服せしめたのであった。

(六) ところで、岩手県内務部長による調停案提案は六月七日になされ、ほどなく全事業所がこれを受諾の意向を示したのであるが、これより僅か一二日後である六月一九日に、旧会社本社は釜石製鐵所長宛に「至急親展」の電文を送り、

「朝鮮人労務者給与ノ件七月二日頃通牒サルル見込み、岩手県調停見合せノ件本省ヨリ電サレタ」と、厚生省よりの示達のあった旨を急ぎ伝えている。ここに通牒は、前述の六月二一日付通達であり、実際の発出は、本社のいうとおり、七月三日であった。

(七) ここに、当時の状況の構造が明確に浮かび上がっている。

すなわち、それは、岩手県での補償金問題解決の現実的推進という事態が各事業所の在京本社及び政府厚生省を驚愕せしめ、危機意識を募らしめ、未払金問題等についての一定の政

治的解決策に出ることを触発した、ということである。そもそも、それまで各社・経営者団体及びその意を受けた厚生省は、内務省警保局とも緊密に連携しつつ、「不当要求」に対する「徹底シタ取締」を強調し、弾圧体制を構築してきた。しかしながら、如何なる点が、何故不当であるのか、その根拠及び規準を明らかにし得ないまま推移してきでいた。ここに、一方での中央での治安・公安的発想の鼓吹にもかかわらず、岩手県における現実的常識的解決の追求の出てくる余地・根拠が存したのである。

(このことは、内務省警保局より「嚴重ヲ取締」を示達されていた筈の岩手県警察でさえ、「朝鮮人連盟ノ要求ガ不当ナリヤ否ヤノ判定ハ今般ノ調停額ヲ規準トスル」となしていた程であった事実にも顕れている。)

しかしながら、岩手県における調停の成立という事態は、彼らにもはや遅滞を許さなかった。それゆえにこそ、六月二一日付次官通牒という厚生省の迅速な対応があり、かつ、これと緊密な連携をとった本社の調停潰し行動が打出されたのであった。

先に引用した

「本件ハ単ニ本県ノミノ問題ニ止マラズ全国ニ波及スル倶アル…云々」

との見解は、本問題に対する在京本社・厚生省の政治的姿勢を遺憾なく物語っているといえる。

(なお、岩手県における再調停の動きに対し、当時の旧会社勤務課長が次のような所見を記していることも、右事情を明らかにしている。

「本件は、厚生省の次官通牒を以て一切解決せる事項にして、…」

「万一本件譲歩したる場合は、県内他会社への波及は勿論、…全国的問題として取上げられるる俱なしとせず。依つてこの際かかる問題は…、政府当局の既定方針に即応し、あくまで強硬態度をとる必要ありと思料す」

7 被告日本国政府のGHQ工作

(一) ところで、被連行朝鮮人労働者による未払金支払・補償要求は、全く当然の要求であつた。それゆえ、進駐軍司令部は、もともと朝鮮人労働者の地位回復については、積極的立場を打出していた。

(そのことは、例えば本件でも、四月五日の岩手県庁での調停に盛岡軍司令部が立会つたことにも明らかである。後に、政府・在京本社による白紙撤回が強行されてからも、盛岡進駐軍軍政部は、「四月五日の懇談会での『県一任の取決め』は民主的になされた」として譲らなかつた。

あるいは、室蘭進駐軍軍政部が終戦連絡札幌地方事務局室蘭出張所長を通じ、旧会社輪西製

鐵所に対して、七月二九日までに朝鮮人労働者に対する「未払手当金」を現金で納付するよう、との指令もなされた。

なお、そもそも、輪西製鐵所に限らず、北海道にあつては未払金問題については占領軍自身の手によつて処理された。

更には、GHQは、「日本の炭坑で働いている朝鮮国民が、(天引きされている)貯金を朝鮮へ送金することを許可するよう要望する」との覚書きを、日本政府宛に再三発出した。

(二) こうしたGHQは、日本政府・企業の「供託」による処理方針について、その許可をなすことに慎重であつたが、日本政府の執拗な働きかけの結果、これを認めるに至つた。

8 以上、被告らは、原告らの肉親を含む被連行朝鮮人労働者に対してなされるべき未払金・補償金支払義務を、警察力による封殺及び、なされたと一方的に称されている「供託」によつて、政治的に免脱した。

八 理不尽・不徳義な戦後処理 (その二)

―企業への根拠無き国家補償―

旧会社は、前述のとおり、日本政府・日本鉄鋼協議会・鉦山協会と共に、被連行朝鮮人労働者の未払金支払補償要求を拒否し抜き、未だにこれら問題を未解決のままに放置してきたのであるが、

その一方で、巨額の「損失」補償を政府に要求し、これを実現し、不当に利得した。すなわち、

1 石炭鉱業連合会・鉱山協会・日本建設統制組合は、（これら業界は、強制連行した朝鮮人労働者らの奴隷的使役により巨利を博し、しかも補償はもとより未払賃金等の支払さえも拒否し抜いたにもかかわらず）一方で、強欲にも、「朝鮮人・中国人を雇傭したことにより被害を被った」として、その「被害」補償を政府に強く迫った。

これに対し、被告国は、一九四五年二月二八日、「移入華人及朝鮮人労働者ノ取扱ニ関スル件」を閣議決定し、「終戦後政府管理トナル迄華人又ハ朝鮮人ナルガ故ニ己ムヲ得ス事業主ニ於テ負担セル休業手当其ノ他ノ損失ニ付テハ実情調査ノ上政府ニ於テ必要ナル補償ヲ考慮スルモノトス」となした上で、昭和二二年度第二予備金より総額三三〇〇万円の補償がなされることになった。

この金額は、業界の突上げと大蔵省の配慮により、その後大幅に増額された。

2 例えば、花岡事件で著名な鹿島組等大手土建会社の経営者団体である日本建設工業統制組合は、「業者の蒙りたる損害」として、「華工関係」九五一九万〇三〇五円、「朝鮮人関係」五一〇〇万二六一四円―計一億二二五九万二九一九円を要求した。そして、組合の「華鮮労務対策委員会」を通じたなりふり構わぬ対政府工作によって、「戦時建設国（統制組合の前身）」の「管理費」名

目下に八五〇万円、中国人労働者に対する戦時中の「賃金差損費」名目下に五四五万三〇〇〇円、朝鮮・中国人労働者による「損害額」三三二〇〇万円―計四五九五万円の交付を受けた。

3 旧会社の場合、これら業界との権衡を考慮した大蔵省の指示で、これら業界への補償決定より三カ月も後に、「管理費」なるものの調査要求がなされ、追加の形で予算委員会の議に付され、すでに日本興業銀行から「人件費」の名目で融資されていた五〇〇〇万円を、「管理費」補償として、そのまま全額を手にした。

しかしながら、旧会社の各製鐵所の「管理費」は、その報告によつてさへ左の如きに過ぎなかつた。すなわち、

朝鮮人労働者に支給した「休業手当」は、

輪西製鐵所…二八万五五八二円

釜石製鐵所…一三万三二四円

―計四一萬五九〇六円―九

八幡製鐵所…「休業手当支給せず就業日ニ限り賃金ヲ支給ス」

大阪製鐵所…「当所ハソノ設備ヲ清津製鐵所（注・在朝鮮）ニ移設セル關係上終戦時移入労働者ノ全部ハ既ニ帰鮮中ニシテ休業手当ハ支給セス」

広畑製鐵所：「休業手当ハ該当事情ナキタメ支給シタルコトナシ」
というものであった。

以上によると、旧会社が朝鮮人労働者に支払ったという「管理費」なるものは四一万五九〇六円に過ぎないが、一方で、被告国からは、この名目で五〇〇〇万円もの巨費が「補償」されたのである。

4 被告らは、強制連行・強制労働させた朝鮮人労働者の当然の要求である未払金支払・補償要求に対しては、権力的に強硬にこれを拒みながら、一方で、朝鮮人労働者の処遇名目下、このような全く理由のつかない掴み金を授受していたのであり、旧会社は二重三重に不当に利得したのである。

九 理不尽・不徳義な戦後処理（その三）

― 一方的な国籍剥奪と補償の拒否

本件犠牲者は、国家総動員法に基づく国民徴用令の適用ないし、事実上の適用である強制連行・強制労働（これらも国家総動員法に基づく）により、政府の管理する軍需会社において総動員業務に従事中、米軍艦砲射撃に被災し、落命するに至った。

これは、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（一九五二年）にいわゆる「準軍属」の被災として、原

告ら遺族が援護を受け得べき地位にあったことを意味している。

しかるに、同法は、いわゆる「国籍条項」を設け、「戸籍法の適用を受けない者」(附則)及び「日本の国籍を失った者(とき)」(一一・一四・三一条)を援護の対象から除外した。

しかしながら、そもそも、日本の戦争政策に権力的に協力せしめられ、被害を被った者について、その補償に際し国籍上の差別を設けること自体には、何らの合理性も存しない。

また、在日朝鮮人については、一九五二年四月二十八日、サンフランシスコ条約に伴う国内措置としての一片の次官通達により一方的に日本国籍を喪失せしめられた。

結果、本件犠牲者の遺族は、本来受け得べき遺族としての援護も拒絶されたまま、現在に至っている。

1 既述のとおり、日本は一九一〇年以降一九四五年の敗戦に至るまで、朝鮮を併合し植民地支配を行った。

このため、本件犠牲者を含む朝鮮人は、大韓帝国の国民としての国籍を奪われると共に、全く望まぬところながら、「大日本帝国ノ臣民」と一方的に地位され、創氏改名を始めとする徹底的な皇民化政策を実施された。

そして、この地位において、「臣民ノ務メ」とされた「銃後の戦士」たらしめらるべく、日本

に強制連行され、奴隷労働に服役せしめられた。

まさしく、朝鮮人にも国民徴用令が適用され軍需工場において強制使役されたのは、彼らが「帝国ノ臣民」すなわち日本国民であったからに他ならない。

2 また、これも既述のとおり、戦後、彼らが「未払金の支払・虐待酷使に対する補償」という当然の要求を、自分たちを使役した各企業に対してなした際、被告日本国政府・企業は、強権発動ないし姑息な政策を弄して、これらを封殺した。

しかるに、この際、強調されたのが、

「二、在日朝鮮人ハ連合国人トシテノ取扱ヲ受ケズ、在日中ハ凡テ日本人同様日本ノ法律ノ適用ヲ受クルモノニシテ治外法権的何等ノ特権ヲ有セ（ザルコト）」

（一九四六・四・二四「在日朝鮮人連盟ノ要求・一対スル処理方針ノ件」日本製鐵株式会社）との見解であった。すなわち、

「朝鮮人も日本にいる限りは、全て、日本人同様、日本の法律の適用を受ける」

との原則をたてた上で、

「よつて、在日朝鮮人も、そのなす要求は、日本人労働者と同等でなければならぬ」

とのシエーマを抜き出し、これに基づいて、在日朝鮮人労働者がなすところの、日本人労働者の

なす要求とは異なる部分を、全て「不当要求」などと極めつけ、これを前述のとおり弾圧・封殺の対象としていったのであった。

(一) しかし、このシエーマは次の点において問題であり、かつ、完全な誤りであった。すなわち、日本人労働者は、朝鮮人労働者の如く強制連行された訳ではない。また、徴用先でも、朝鮮人労働者の如くに、甚だしい差別扱いを受け非人間的に遇された訳ではない。朝鮮人労働者が、日本人が受けず自己のみが受けたかかる被害について、日本人とは異なる要求を行うのは、被害者として当然のことであつて、これを目して「不当要求」などとなすのは、全くの筋違いである。

(二) 戦時動員については、日本人も軍国主義の被害者である。それゆえ、日本人自身も、自己の被った被害については、政府・企業に対して正当な補償請求をなすべきである。しかるに日本人は、その抜き難い臣民思想から、それを怠っていた。

かかる隷従主義は、在日朝鮮人にとっては、不可解という他なかつたが、いずれにせよ、自分たちに対する差別迫害の実行者でもあつた日本人が、主権者としてなすべき責任追求を怠っているそのことと「同様」であることを強制され、「不当云々」などと謂われることは、甚しい顛倒という他ない。

(三) しかも、この見解が、GHQの覚書の權威を借りつつ、その趣旨を捻じ枉げて根拠としていることは、許しがたい詐術として批判されねばならない。すなわち、

GHQは、一九四五年一月二八日付で「日本政府ニ対スル覚書 職業政策ニ関スル件」を發したが、そこでは、

「一、日本帝国政府ハ勞務者ニ対シ、民衆ト官業トヲ問ハズ其賃金・労働時間・労働条件ニ関シ国籍・宗教・社会的地位ニヨリ差別ヲナシ又ハ許容スルコトナキ様確實ニ措置スベシ。

二、朝鮮人・台湾人及支那人ニシテ引揚ヲ欲セズ日本ニ留ルコトヲ望ミシ者ニハ就業ニ関シ日本人ト比較シテ同等ノ権利・特権・機会ヲ保証スヘシ」と指示されていた。

いうまでもなく、これは、当時の日本の労働実務における甚しい民族差別の現実を憂慮したGHQが、同一労働・同一条件という当然の平等原則の実現を求めたものである。これは、例えば、北炭夕張鉱の争議に際して、第八軍經濟部長バラード大佐が朝鮮人労働者に言明した、「労銀は、同様の労働に従事する日本人に対し支給せらるる額と同様なるべく、生活条件また然り」

との約束の中にも顕現しているところの、GHQの労働政策における基本理念ともいいうべきも

のであって、もちろん、極めて正当なものである。

しかるに、厚生省はこれを殊更に捻じ枉げ一月一〇日付の省令第二号「労務者ノ就職及従業」において、

「…労務者ノ賃金・給料・就業時間其ノ他ノ労働条件ニ関シ其ノ国籍…ノ故ヲ以テ当該労働者ニ対シテ有利又ハ不利ナル差別的取扱ヲ為スコトヲ得ズ」(第一条)となした上で、違反に対しては罰金刑まで設けた(第三条)。

そして、更に、同年一月一七日付の依命通牒「厚生省令第二号事務取扱ニ関スル件」において、

「差別的取扱ノ禁止トハ、技能能力其他ノ条件ニ於テ同等程度ナル日本人ト同等ノ権利・特権・恩典・機会ヲ与フルコトヲ意味シ、不利ナル取扱ハ勿論、特ニ有利ナル取扱モナスコトヲ得ザルモノナルコト」

と「差別的取扱ノ禁止」の趣旨を明らかにした。

ここに、わざわざ「同等の日本人と同等の権利・特権・恩典…」と、民族を明示し、「有利な取扱も禁止」となされていることが重要である。すなわち、当初の差別待遇に苦しむ朝鮮人等労働者に対する、平等主義からの待遇改善を指示したGHQの「覚書」の考え方は、完全に

歪曲せしめられ、「一切の要求は、日本人と同等でなければならぬ」との勝手なシエーマに巧妙にも摺替られた。そして、それ故にこそ、「日本人と同等でない」要求は全て「不当要求」と一方的に極めつけられ、封殺の対象とされたのである。

しかも、ここで更に問題は、厚生省が、岩手県での現実的解決の動きに狼狽し、これを亡きものにし、更には、全国的補償要求運動封殺の極め手として急遽発出したところの、その一九四六・六・二二次官通達において、「GHQ『覚書』の趣旨を考慮して」等、GHQ「覚書」を殊更に云々し、かかる「不当要求禁止」の次官通達が恰かも「覚書」そのものの趣旨でもあるかの如くに言いなしていることである。すなわち、厚生省は、朝鮮人労働者の要求について、「覚書」の精神は放擲する一方で、政治的にその権威のみは大いに活用したのである。

―以上は、第七章の内容にも亘る議論であるが、便宜ここで論じた。

3 ところで、被告らは本件犠牲者や在日朝鮮人が「日本人である」ことを強調し、その要求を政治的・権力的に封殺し去った。

また、同様の考え方を基礎に、一九四八年、文部省は、「在日朝鮮人は日本の学校への就学義務あり」となし、民族学校を、非常事態宣言まで発するほどの強権を發動して、閉鎖させた（戦後における代表的治安法の一であり、全国的に制定されることとなったところの「公安条例」の

制定も、これを契機・嚆矢としている。

しかしながら、その一方で、被告日本国は、一九四五年一二月成立の公職選挙法においては、国籍条項を設け、在日朝鮮人の選挙権・被選挙権を剥奪した。

あるいは、新憲法発布の前日である一九四七年五月二日に、最後の勅令として「外国人登録令」を公布施行し、在日朝鮮人・台湾人を外国人と見なして登録を義務づけた。

このように、被告日本国は、在日朝鮮人の地位について、その時々々の政治的考慮から、「日本人」と「外国人」を、その時々々に恣意的に使い分けた。そこに一貫していたのは、要するに、権利を剥奪し、その主張を認めないとの立場であったことが明らかである。

4 そして、このような在日朝鮮人の基本的な人格性を無視した被告日本国の考え方は、サンフランシスコ国際条約発効に伴う国内措置において、最終的処断として強行された。一九五二年四月一九日の法務府民事局長通達がそれである。これを以て、在日朝鮮人・台湾人は、一挙に全て日本国籍を喪失するものとされた。しかも、国籍否認の代替措置として帰化を言いながらも、にもかかわらず（「帝国臣民」としての義務を負担させ続けられた）朝鮮人・台湾人は、国籍法にいう「日本国民であった者」「日本国籍を失った者」には該当しないという徹底したものであった。

5 以降、被告日本国の制定した諸々の戦後補償関係立法・社会保障立法において、殆ど必ず国籍

条項が付され、在韓・在日・在外を問わず、朝鮮人は無権利状態のまま放置されてきた。

原告らに対する「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による援護も、こうして途を鎖されていき、働き手を日本に奪われた遺族は、苦難の生活を強いられてきたのである。

十 理不尽・不徳義な戦後処理（その四）——日韓請求権協定——

1 日韓両政府は、一九六五年、「日韓請求権及び経済協力協定」（いわゆる日韓請求権協定）を締結し、その第二条第一項は、

「両締約国は、両締約国及びその国民の財産・権利・利益並びに、両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が：完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」
となした。

被告日本国は、この条項及びこれに関する国内法として制定された一九六五年法律第一四四号を以て、韓国国民の被告国に対する戦後補償問題は全て解決済であり、一切の請求権は消滅したとの見解を公式に明らかにしている。

2 しかしながら、日韓請求権協定のこの規定は、韓国国民が、個人として被告日本国に対して戦後補償請求をなすことを、何ら妨げるものではない。

この点については別途詳論するが、本訴状においては、この協定締結過程において被告日本国

が弄した詐術を明らかにし、かかる虚偽に基づくかかる条項それ自体の無効性を述べることとする。

3

(一) 一九五一年一〇月以降、日韓会談は一四年間、前後六次に亘つてなされた（この間、植民地支配の被害についての日本政府代表の全く無神経な発言に、中断などが相次いだ）が、第五（六次会談（一九六〇年四月～一九六四年四月）において、韓国側提出の「対日請求八項目」が検討された。

(二) この中には、当然、「被徴用韓国人の未収金・補償金及びその他の請求権」も含まれていた。

これについて韓国側は、第五次会談請求小委員会（一九六一年五月）において、

「生存者・負傷者・行方不明者・そして軍人軍属を含む徴用された人すべてに対する補償」を要求した。併せて、

「当時徴用された人達に未だに支払われていない給料や手当金二億五〇〇〇万ドル」の支払も要求した。

これに対して、日本側は、

「被害者の名簿を明確にできるのか。死亡者や負傷者・負傷の原因・負傷の程度も明らかにす

る必要がある。それを全く知らないまま金を払うことはできない。」

と切返すと共に、未払金については、その金額の根拠明示を要求した。

これに対して、韓国側は、「文書を保管しているのは日本だ。日本には資料はないのか。」と反論したが、日本側は、

「終戦後の混乱のため、正確な資料はない。」
と突っぱねた。

そして、請求権の形での解決では、「僅か数千万ドルにしかならない」と韓国側を脅しつつ、請求権の放棄を求める一方で、「韓国の独立を祝うための経済援助」方式での決着を強要した。

会談は紛糾したが、ベトナム戦争に関連する極東情勢を重視した米国の圧力をも日本政府は活用し、最終的に、

「無償三億ドル・政府借款二億ドル・民間借款一億ドル以上の経済協力」との内容で決着し、これと引換に対日請求権問題が全部同時に解消することとされた。

(三) 日本の責任を曖昧にし、金額の根拠も不明なかかる解決については、当然に日韓両国において大問題となったが、被告日本国は、「資料がない」との説明を反復した。

例えば、

「…徴用工の被害の補償にいたしましても、一体、徴用の有無、それから、それに対する賃金の支払の有無、これを的確に捕捉することができない。…」

(大平外相。一九六三年第四三回国会衆院予算委)
などである。

かつ、経済協力は論理必然的に請求権を喪失せしめるものでも何でもないが(事実、椎名外相も、一九六五年第五〇回国会において、一方で

「…請求権のかわりに経済協力をやるというのではない。…」
として、この趣旨を承認してもいる。)

「ほとんど、事実関係を立証するような材料というものはみな無くなっておる。こういう関係から、いかにこれを追及しても追及することはできない。不可能である。」(椎名外相。前同)
と強調したのである。

(四) しかしながら、こうした被告日本国の主張説明は全くの虚偽であった。何故なら、椎名外相が言うが如き「書類の散逸」といった事態は存在していなかったからである。すなわち、

被告らがなしたと言っているところの供託に関する「未払金供託報告書」は、請求権に関する最有力の資料たるべきものであるが、これらは当時、各地法務局にそのまま保管されていた

とされていた。

その予備調査と見られる「朝鮮人労務者に関する調査」も、全てが労働省に保管されていた。

また、郵政省も、一九六二年一二月に地方貯金局宛に、「朝鮮人名義の貯金等の現在高の調査について」なる通達を出し、朝鮮人の貯金高（これらは、給与等から強制的に天引きされていたものである）も把握していた。

(五) 事実、その後一九九〇年八月、被告日本岡政府自身が、その保管にかかる強制連行労働者の名簿を、韓国政府に対して提出するに至ったことは、周知の事実である。

このように、まさに会談において韓国側が指摘したとおり、「資料を持っている」のは「資料を出せ」と居丈高に居直っていた日本政府自身であったのである。

その他、例えば、当初は国の行為ではないと否認していたいわゆる「従軍慰安婦」問題についても、民間研究者の努力によって、政府機関において資料が発見されるに及んで、これが日本の国家的行為であったことを認めざるを得なくなった（一九九二年一月）事も、周知の事実である。

このように、被告日本国政府は自己自身が保管している資料（先に挙げたのは、公になった物のみであつて、もちろん、これに限られるはずはない。政府は調査を約することすらせず、

不当にも、徹底した秘匿主義をとっているのである。)が存在しており、かつ、これらについて認識がないなどということはあり得ないにもかかわらず、「資料散逸」「事実を明らかにすることは不可能」等と言い続けて、韓国政府に請求権を放棄せしめると共に、自己の戦争責任をもおし隠し、歴史の間に葬ろうとしたのであった。

被告日本国のかかる卑劣にして姑息な詐術は、本件犠牲者を含む在韓・在日の戦争被害者・日本の戦争政策の被害者・その遺族等を愚弄し、その人格をも貶めるものであった。

第三 本件における強制連行・強制労働

一 本件各犠牲者が、いかなる経緯で故郷から引き離され異国である日本へ連行されたのか、旧会社釜石製鐵所での労働の実態はどの様なものであったかにつき以下具体的に検討するが、結論から述べるに、それは被告日本国と旧会社を始めとする経営者団体の協調により行われた強制連行・強制労働そのものであり、各犠牲者の人間性を徹底的に蹂躪するものであった。

二 本件に於ける強制連行

1 本件各犠牲者の連行は時期的には一九四二年一月下旬から一九四五年 二月にかけて行われているが、一九四二年から翌年にかけて連行された犠牲者の多くが日本の警察官や軍人によって連行されている。

具体的に言えば、3・林●●は一九四二年一月一二日頃日本人警察官二人が来て連行、10・全●●も同月末早朝に日本官憲二人に連行されている。

9・李●●も、翌年九月中旬朝日本の軍人二人に連れ去られている。

前に詳述したところであるが、この時期は、軍需産業の拡充強化に伴い不足人員の充足がますます困難となった旧会社等の経営者団体が、労務給源として朝鮮人工員のさらなる集団移入を企図し、強制連行政策の策定をより強力に推進させた時期であり、強制連行の方式も、自由募集から、より一層強制性の露骨となった「官幹旋」へと移行していった。

官幹旋方式において、朝鮮人の移入を申請し、それに基づき徴発された者を日本本土や樺太や南方地方に連行したのは企業の労務係であり、また総督府の指令だけでは容易に動かない朝鮮の官吏や警察を人狩りに駆り立てたのも、企業の労務係が持参する「土産品」であり、郡内きつての料亭での飲食の供応であった。

とりわけ軍と密接な関係にあった旧会社の場合（一九四一年一二月、元海軍大将豊田貞次郎が旧会社社長に就任）、警察のみならず軍人（憲兵）・軍属までもが、「供出」事務に動員され従事したことは前述した通りである。

従って、この時期の前記各犠牲者に対する軍・警察力を背景とする強制連行には、国家の強制

力に加えそれと一体化した旧会社の主体的な深い関与が窺えるのである。

2 さらに一九四四年一〇月から十一月にかけて本件犠牲者のうち四名が連行されている。

具体的に言えば、6・趙●●は一九四四年一〇月二四日午前二時頃日本人警察官二人が連行、5・具●●は同月一一六日朝七時頃、日本人警察官二人面事務所職員二人が勤労戦士徴用だといつて連行している。さらに8・韓●●も同月下旬朝八時に日本人警察官三人がきて連れ去り、7・李●●は翌月頃に日本へ徴用連行されている。

これは、前述した通り同年八月の閣議決定「半島人労務者の移入に関する件」により、国民徴用令による一般的徴用が朝鮮においても発動されることになったことに対応するものである。

そしてこの徴用の場合にも、個々の企業による「徴用申請」が不可欠の要件とされていたのであるから、やはり旧会社を初めとする企業の深い関与があったのである。

さらにこの徴用令には罰則規定があり、強制性はより顕著となっていることも前述した通りである。

3 他の四人についても、1・趙●●は一九四二年五月に、11・白●●は同年一一月に徴用工として連行されている。4・李●●は一九四五年一月末頃、徴用通報を受け、回避のため隠れていたが駐在所署員に捕まり徴用令状を突きつけられ連行されている。そして2・洪●●も同年二月二〇

日に徴用労働として連行されている。

いずれも本人の意思を全く無視した暴力的な連行により日本に連行されていることが明白である。

4 以上をまとめるに、本件各犠牲者は、被告日本国および旧会社の協力連携のもと、戦時の人手不足という被告らの一方的都合により、生まれ育ち生活の基盤を有していた故郷から、軍や警察という文字通りの強制手段により引き離され、日本へ連行されたものである。

三 本件に於ける強制労働

次に強制労働の点につき述べるに、釜石製鐵所を始めとする旧会社における強制労働には、共通して以下の六点につき、各犠牲者等の被強制連行者に対する重大な人権侵害があった。

1 肉体的自由の拘束

旧会社は、犠牲者等を初めとする朝鮮人労働者を、高いコンクリート塀と有刺鉄線を張り巡らせた環境の中に閉じ込める等して、逃げだせないように管理していた。

2 精神的自由の拘束―訓練工に対する厳しい錬成

鉄鋼統制会（当時、同会の会長は日鉄社長がなるのが慣例だった）は、「従業員訓練計画要綱及同実施計画要綱」を作成、これに基づき、朝鮮人を含む全従業員に対する錬成の強化を図った。

「働く一二時間が使命で残りの一二時間はその準備時間である。日本人の生活は皇運扶翼の生活で私的生活は一点もない」

「軍隊式教練を工場に取り入れるのがよい」

鍊成会を契機に日鉄を始めとする鉄鋼各社は、工員を対象とする鍊成会を開き、軍隊式訓練を通じて「皇道精神」を徹底してたたき込むようになる。具体的には、釜石製鐵所は一九四二年七月三〇日から三日間、市内石応寺で「第一九回産業報国会中堅指導者鍊成道場」を聞き、次いで八月一日から三日間、同所において二〇回鍊成道場を開催している。

3 過酷な労働環境

多大の危険を伴うため日本人が嫌がる製鐵・圧延部門（いわゆる「火の側」）に就労させ、少々の病気や怪我でも強引に職場に駆り出した。就業時間も連日一二時間、時に一八時間におよぶこともまれではなかった。制裁も朝鮮人労働者に対してはひどく、何かというと鉄棒で殴った。

4 待遇の酷さ

食事は豆粕のメシ、おかずは塩汁で実は大根の葉だけ、たくわんすらないという状況であり、衣類・寝具の支給も粗末なものであった。

差別的扱いもひどく、連行された朝鮮人労働者の平均賃金は、日本人工員の平均賃金の半分

ないしそれ以下であった。

5 賃金の不払い

さらに、その様に極端に安い賃金さえ額面だけのものであって、実際には小遣い程度の現金しか支払われず、残りは貯金・健康保険料・年金保険料・退職積立金・家庭送金等の名目で企業に吸い上げていた。

本件犠牲者においても、第四、三で詳述する通り、各犠牲者の少なからぬ工賃賞与、期間延長手当、退職積立金、徴用補給金、預貯金等が未払いのままである。

その理由としては、一時に金を沢山与えると逃亡の誘因となると考えていたためである。

6 再契約の強制

厚生省や社団法人「中央協和会」を中心に各省関係者を民間関係者間で「定着奨励班」が組織され、強制的な方法で再契約が行われた。

このような再契約の強制はその後も続き、労働力不足が深刻化する一九四四年後半には一層強圧的なものとなる。

本件犠牲者においても、前記未払金一覧表でも明らかかな通り、趙●および全●●の二人には未払いの期間延長手当があり、強制的な再契約があったことを十分に推測させるものである。

最後となるが、釜石製鐵所へのある朝鮮人連行者の当時の実体験を以下に述べ、本項の締めくくりとしたい（連行されたのは一九四三年九月）

「地元の役場から呼び出しがあった。一台の軍用トラックが走ってきて、背広姿の中年男二人と腕章をつけた憲兵三人が降りてきた。

『内鮮一体だ、八紘一宇だ、銃後の産業戦士だ』

『君達に徴用の命令だ。命令に服従しない者は反逆罪で重刑だ』

突然の徴用命令だった。

『君ら全員命令に従うのだね』

徴用誓約書に住所氏名を書かされ、六五〇人が三グループに分かれ、一九四三年一〇月三日岩手県釜石製鐵所へ連行されてきた。

厳しい監視付きで、まるで罪人か奴隷に等しい残酷な扱いだった。釜石製鐵所周りは高いコンクリート塀と有刺鉄線が張りめぐらされていた。従って、外界のことは全く知るわけもない。個人行動は許されず、自由の束縛がもつとも辛かった。

初めの一カ月は訓練だが、毎日夜明け前から深夜まで想像に絶するほど厳しい訓練だった。

仕事に入っても、こんな獣扱いのような世界がこの世にあるかと思うほど取扱いが乱暴だった。

きついというのを通り越して、生死をさまよっているようであった。特に修復のために熱い炉の中に入り煉瓦を運び出す仕事は厳しかった。煉瓦をかごに入れ、もつこで担ぎだす。それでも圧延など他の職場に比べれば、まだ良かった。圧延では、死者もかなり出たと言う。

具合が悪くても仕事を休めない。反抗すれば厳しくとつちめられた。各部屋八畳位に一〇人雑居、寝具は貸与国防色毛布一枚、衣料品も綿物作業衣上下一枚・下着・禪各二組。

食事はさつまいもを中心とする雑穀中心で、おかずは通常は一品か二品だけで栄養失調にならない程度だった。

筆記用具・書物・洗面用具購入代金として月四〇円を貰えるだけであった。

賃金は月額一〇〇円から一七〇円の約束で、当時としても最低の賃金だった。だが、とても過酷な労働を強いられたのに、賃金は一銭ももらっていない。」

第四 本件訴求の根拠（その一）―被告新日本製鐵株式会社の責任

一 以上に具体的に叙述した如く、大日本帝国及び日本製鐵は、原告らの父・夫・兄弟らを始めとする韓国人を暴力的に拉致連行し、奴隷労働に強制使役した。

それらの実態は、徴用令等当時の実定法例に基づき強行されたものであるが、単に実定法令上の根拠があったからといって決して合法化され得ないものであった（その意味では、これらは併合条

約第六条に所謂「日本国政府は、前記併合の結果として全然韓国の施政を担当し、同地に施行する法規を遵守する韓人の身体及財産に対し十分なる保護を与え、且其の福利の増進を図るべし。」との規定にも違反したものであったことが明らかである。

しかも、そもそもこれら法令の根拠となった韓国の日本帝国への併合自体が無効（一九一〇年条約の無効）であったのであるから、強制連行・強制労働の違法性は甚だしいものであった。

右を前提に、更に原告の各請求の法的根拠を以下に論ずる。

二 遺骨の返還

1 本件原告らの肉親である各犠牲者は、いずれも大日本帝国朝鮮総督府の統治下、徹底した植民地的収奪・民族抑圧に苦しめられていたとはいえ、朝鮮半島の豊かで美しい自然風土に抱かれた村落において、一族及び家族と睦み合いつつ真面目な勤労生活を送っていた。各人いずれも青壮年期にあり、その労働は一家の経済の中心であり、精神的支柱であった。

しかるに、犠牲者らは被告らの強行した強制連行のために、敬愛する祖父母や肉親・妻子とも生き別れとされ、生まれ育った故郷から引き離され、遙か遠方の異郷たる釜石において奴隷的労働に酷使された末に、無惨にも艦砲射撃の犠牲となってしまった。

一方、故郷に残された留守家族達は、いずれも中心的働き手を奪われたための経済的困窮に苦

しんでいた。手紙のやり取りすらままならず、安否・所在すら不明であった父や夫や兄弟が、いつの日にか元気に帰郷することをのみ信じて、ただそれを心の支えに、一家一族が肩を寄せあつて生き抜いていた（原告洪は、毎日毎夜、道に足音が聞こえる度に外へ駆け出していった母の姿が、子供心に脳裏に焼き付いており、今でもありありと想起する。）。

2 しかるに、戦後、ある日突然小さな白木の箱を持った人が訪れ、父や夫、兄弟が釜石製鐵所というところで働いていたこと、そして米軍の艦砲射撃によって戦災死したことが告げられた。

連れ去られた父や夫、兄弟の帰郷のみを唯一の心の支えとして生きていた家族にとって、それは表現もできない大きな衝撃であった。この衝撃のために卒倒したり、そのまま寝込んでしまった母や妻も少なくなかった。

3 とところで、これら悲しみの底に突き落とされた遺族にとっては、敬愛する故人の存在を直接に確かめられることが必須であった。何故なら、

古来、朝鮮民族は、その徹底した儒教思想にもよる淳風として家族間の敬愛情誼の非常に深いことで知られている。そして、とりわけ死者に対してはこれをあつく祭り、日夜、故人を偲び、家族の精神的拠り処となすのである。こうした気風感情の篤さは、到底、日本人の比ではないと言われている（ましてや本件の如く、強制連行という不幸な形で家族から引き離された上で、異

郷での労苦の末に殺された肉親については、これを哀悼する気持は、とても筆舌に尽し難いものである。)

こうした状況にあつては、故人の肉体の究極の一部である遺骨は、単に故人を偲ぶよすがといつたものではなく、まさしく故人の御霊の象徴そのものとして、右の重要な祭りの必須の要素であり、遺族の精神的拠り処そのものであつた。

(そもそも、韓国人は、死者の遺体を非常に大切に過し、例えば、火葬は死者を更に苦しめるものとして忌まれ、現在においても殆ど行われないほどである。それゆえ、異郷での不慮の死であっても、その遺体の象徴と思われる遺骨が非常に重視されるのである。)

4 しかるに、遺骨は、これ程までに重要なものであるにも関わらず、本件にあつては、通知のみで何も届けられないか、白木の箱が届けられでもその中には遺骨は全く納められてはならず、せいぜい何か衣服の灰のような白いふわふわした物が入っただけであつた。これでは、無言の帰還ではあつても、故人の御霊がやつと家族のもとに辿り着き、せめてもの安息の場所を得ることができた、と遺族において自己に言い聞かせることはできず、先述のとおりの手厚い祭祀も不可能であつた。

このような形では、自己の肉親が本当に亡くなつたのかどうかも確かめることができないため、

その地の風習に従い、死亡による手続もとり得ないまま推移した遺族すらあったほどである。

5 このように、本件原告ら遺族にとっては、本件犠牲者らの遺骨を迎えることができていないということは、父や夫、兄弟が、泣き叫ぶ家族のところから引き立てられていったあの悪夢としか言い様のない強制連行の日から、時間は一切停止したままなのであって、戦後すでに五〇年も経過したにもかかわらず、遺族にとっては、戦争、否、あの忌まわしい大日本帝国による植民地支配そのものすらが、未だに終わっていないと痛感させられ、今なお彷徨い続けている故人の魂魄を想っては流涕を禁じ得ず、身を切られる苦しみに悶えざるを得ないほどである。

6 すなわち、本件における遺骨の不返還は、原告ら遺族にとって、自己の人間としての存在性そのものの、人格性そのものに対する侵害として、現在今日の今も、原告らを苦しめ続けているのであり、人格権を侵害しているものである。

7 ところで、原告らは、本件犠牲者らを強制連行した後、既述のとおり、釜石製鐵所において奴隸的拘束下におき、日夜、強制使役した。これは、被告らにおいて（戦争末期には、軍需会社法による指定工場として、政府の管理下にもあった）犠牲者らを完全に管理していたことを意味する。

だとするならば、少なくとも、被告らが本件犠牲者らを人間として使役していたのであれば、

(戦災からの防護のために必要な措置を講じなかった責任についてはここでは措くが、) 艦砲射撃によつて斃れた彼らの遺体を放置したり、あるいは粗雑に処分したりというようなことは決してではならなかつたのであり(もちろん、原告らとしては、故人の人間としての尊厳のために、もそのようなことは絶対になかつたと固く信じているものである)、かつ、然るべき風習に則り、手厚く葬り、死者に対するに相応しい尊崇と敬度の念と儀礼を以て祭つたはずである。それゆえ、被告らは、本件犠牲者らの遺骨を自ら管理している者である。

以上よりして、被告らは、原告(原告白を除く)らに対して、白●●を除く全犠牲者の遺骨を一日も早く明らかにし、今日も続いている原告らの人間としての根源的ともいうべき苦しみを除く義務があるというべきである。

三 謝罪広告請求

1 はじめに

犠牲者は、当時の日本の戦時下の軍需産業の「人手不足」を解消するため、ある日突然故郷の朝鮮半島で「徴用」され、そのまま「徴用」先の旧会社釜石製鐵所にあたかも「物」であるかのように強制的に連行された。そして、旧会社釜石製鐵所では、高いコンクリート塀と有刺鉄線を張り巡らされて「外界」と完全に遮断されたうえ、「逃亡」を防止するための厳しい監視下に置

かれ、わずかの食べ物を与えられただけで朝から晩まで強制的に労働させられた。もとより、犠牲者には衣類、寝具の支給もほとんどなく、釜石の冬の寒さはひとしおであった。

犠牲者は、さながら刑務所の受刑者と同じであった。

そして、犠牲者はまさに旧会社釜石製鐵所による強制労働の最中、一九四五年七月一四日、八月九日の連合国軍の艦砲射撃により、逃げるに逃げられずその尊い一命を失った。いうまでもなく、旧会社釜石製鐵所に強制連行され、強制労働させられなければ、決して失うはずのない一命であった。

2 強制連行・強制労働の違法性および被告らの故意

前記の強制連行および強制労働は、まさに現行憲法一八条が禁止する「奴隸的拘束」および「その意に反する苦役」そのものであり、そこには犠牲者の「人権」など微塵もなく、人を人と思わない犠牲者の人間性そのものを否定する仕打ちであった。

そもそも、被告日本国は、侵略戦争を遂行するために必要な労働力を確保すべく、「国策」として犠牲者を強制連行するとともに強制労働させたのである。また、被告新日鉄も、「国策」である侵略戦争に全面的に協力するために必要な労働力を確保すべく、被告日本国に働きかけて犠牲者を強制連行させるとともに強制労働させたのである。

それゆえ、犠牲者に対する強制連行および強制労働には一片の正義すらなく、右強制連行および強制労働は極めて強い違法性を有する。

3 人格権侵害に基づく謝罪広告

(一) 人格権侵害

犠牲者は、一片の正義すらない被告らの侵略戦争の遂行のために、前記の強制連行および強制労働により人格権の一部である身体の自由を奪われ、著しく人格権を侵害された。

(二) 因果関係

犠牲者の人格権は、被告らの強制連行および強制労働により侵害されたものであるから、被告らは犠牲者の人格権の侵害により生じた損害について責任を負わなければならない。

(三) 謝罪広告

不法行為による損害賠償は明文上金銭賠償が原則とされ（七二三条）、原状回復は名誉毀損のときしか規定されていない。

しかし、損害賠償として金銭賠償が原則とされているのは、原状回復には多額の費用がかかるときは加害者に酷な結果となるうえ、犠牲者も金銭賠償を便利としているからに過ぎない（加藤一郎「不法行為」二二五頁）。従って、原状回復に費用がかからない場合や、犠牲者の

損害が金銭賠償では賄いきれない損害が生じた場合には、原状回復による方法が当然取られないければならない。

この当然の事理を注意的に規定したのが七二三条である。即ち、名誉が棄損されたときは、人の人としての最も基本的な精神的自由が侵害されたことになるので、金銭賠償では賄いきれない損害があるためである。

繰り返しになるが、犠牲者は、一片の正義すらない被告らの侵略戦争の遂行のために、人としての最も基本的な身体的自由が強制連行および強制労働により奪われたのである。右の損害は、名誉の毀損と同じく人の人としての最も基本的な自由に対する侵害の結果生じたものであるから、単なる金銭賠償で賄いきれない損害であることは明らかである。

それゆえ、被告らによる人格権の侵害に対する損害賠償の方法として、謝罪広告も含まれるといわなければならない。

4 名誉侵害に基づく謝罪広告

(一) 名誉侵害

犠牲者は、一片の正義すらない被告らの侵略戦争の遂行のために、前記の強制連行および強制労働という人間性そのものを否定される仕打ちを受けた。しかも、当時朝鮮半島は日本の植

民地として日本の「一部」であったが、犠牲者ら朝鮮半島出身者は、ただでさえ同じ「日本人」でありながら「半島人」として蔑まれていたときに、釜石の街中で強制労働される姿を一般市民の目に晒されたのである。まさに差別意識の中、犠牲者らは名誉感情を傷つけられたばかりでなく、人としての最も基本的な犠牲者の名誉（外部的評価）そのものも著しく侵害された。

(二) 因果関係

犠牲者の名誉の侵害は、被告らの強制連行および強制労働がなければ生じなかつたものであるから、被告らは犠牲者の名誉を侵害したことについて責任を負わなければならない。

(三) 謝罪広告

仮に、人格権の侵害に対する損害賠償の方法の中に謝罪広告も含まれないとしても、被告らは犠牲者の名誉を著しく侵害しているから、七二三条により謝罪広告をしなければならない。

四 未払金問題

1 未払金請求

(一) 亡趙●ら一名は、いずれも旧会社に雇用され、別紙未払金一覧表 (一)記載の期間中、旧会社釜石製鐵所において稼働させられていた者であるが、戦災による死亡によって同社より解雇された。

(二) 旧会社は、右亡趙●らの右雇用期間中の労働に対する未払の賃金、及び死亡・退職を原因として支払うべき弔慰金・退職金その他の支払義務を負っており、その額及び内訳は同別表の(二)記載のとおりであった。

(三) 被告新日鉄は、旧会社の右支払義務を承継した。

(四) 原告らは、請求の原因第一項の一記載のとおり、亡趙●らの相続人ないしは同人らの相続人より同人らにかかる請求権を譲り受けた者であり、右金員の支払請求権を有する。

2 不法行為に基づく損害賠償請求

旧会社は、犠牲者死亡時点において、犠牲者の相続人に対し未払金一覧表記載のとおり未払金支払債務を負っていた。

ところが旧会社は、これら遺族に対する未払金支払債務につき認識していながら被告国と共謀の上、意図的にその履行を怠り、相続人らによる右未払金の支払請求権行使を事実上不可能ならしめた。これは、極めて計画的で悪質な故意による債権の消滅行為であり、不法行為を構成する。

(一) 旧会社は、自ら国に積極的に働きかけ、軍需産業を担う労働力として、二十代の前途有為な青年である犠牲者らを強制連行した。すなわち、彼らがいずれも一族の生計を支える柱であることを十分認識し、そのような有能な働き手であるからこそ無理矢理故郷から連行したのであ

り、残された家族が生活に困窮し、あるいは路頭に迷う事態ともなるうことについて十分予測しながら、敢えて連行に及んだのである。

(二) そして、連行後は、前記「請求の原因 第三」記載のとおり、犠牲者らを雇用する期間中、極めて危険な労働を課しながら、その賃金を日本人労働者に比し著しく低く抑え、こともあろうにその僅かな賃金さえ、犠牲者が過酷な労働に耐えかね逃亡することを防ぐために預貯金や積立金の名目で支払いを逃れていた。

(三) また、当然のことであるが、旧会社は、連行者かつ雇用者として犠牲者の本籍地すなわち朝鮮半島における犠牲者の親族の居所を把握していた。つまり債権者及びその居所を確認していたのであって、未払金支払債務の履行の妨げとなる事情は全くなかった。

現に、一九四四年に死亡した犠牲者白●●の場合は、旧会社より忠清南道の遺族のもとに死亡通知が届き、実父の白●●が、日本まで遺骨を引き取りに行っている。また、一九四五年七月ないし八月に死亡した犠牲者についても、「遺骨」が入っていると称する壺（実際には布を燃やした灰のようなもの）を、同郷の帰国者に託している。これも、犠牲者の本籍地等を把握しているからこそ採り得た措置であり、敗戦直後の混乱などはおよそ債務履行の障害となるべきものではなかった。

(四) しかるに旧会社は、同時に処理すべき未払金については、現実の提供はもちろん、その存在を原告ら遺族に知らせることさえしなかった。もとより原告らは、遠い朝鮮半島にあつて犠牲者の生死すらも知りえず、まして、犠牲者に対して支払われるべき生前の未払賃金その他各種手当や保険金があることなど、知る由もない。

すなわち、旧会社が通知しない限り、未払金請求権の行使は不可能であつた。旧会社は、これを承知の上で最低限なすべき通知さえなさなかつたのであり、これは請求権の行使を妨げる以外のいかなる意図にも基づくものでは有り得ない。

(五) 以上のとおり、旧会社は、原告ら遺族の窮状を自ら作出し認識しつつ、法の要求する最低限の義務すら免れようと故意に履行を怠つて債務の消滅を図り、雇用者として原告ら遺族になすべき何らの手当もせず放置した。その結果、原告らに対し、当然受くべき金員の受領を不可能ならしめる経済的損失はもちろん、愛する親族を失つた悲しみの中で困窮生活を余儀なくし、多大な精神的損害を与えたのである。

(六) しかも、後記「第五 被告日本国の責任」において述べるように、旧会社と被告日本国は、未払金を「供託」という形で処理することによって、共同して未払金債務免脱を画策した。一九四六年七月一日、厚生省労政局給与課長は、各府県内務部長、教育民生部長に宛てて

「朝鮮人労務者等の給与等に関する件」と題する通牒（給発第六二二号）を発し、その中で、
「朝鮮人労務者等に対する未払金その他の処理については債務履行地の供託所に供託せしめることとする方針を目下司法省その他関係先と連絡し研究中であるので決定次第労政局長より通牒せられる筈」とした。

旧会社はこれを受けて早速、各製鐵所宛に

「労務者に対する未払金（逃亡者其ノ他ニ対スル未払賃金、会社貯金等）ニ関スル措置（供託制度）ニ付テハ別途通牒ヲ以テ指示可有」

と、供託手続をとる見通しを通知している。更に同年宛八月一五日、旧会社の本社総務部長は釜石製鐵所長に宛て

「朝鮮人労務者ニ対スル未払金供託ノ件八月二〇日頃通牒サルル予定」と予定変更を通知している。しかしながら、GHQ司令部と日本政府との方針の食い違いから、結局、厚生省が労政局長名で「朝鮮人労務者に対する未払金その他に関する件」と題する通牒（労発第五七二二号）で、各地方長官に、事業主に対して未払金の供託処理を指導するよう通知したのは同年一〇月一二日になった。が、旧会社はこれに先立つ同年九月一九日には右通牒の案文を入手し、はや

ばやと供託の準備を開始したのであった。

これらの事実を見れば明らかのように、旧会社は通牒の発せられる遙か以前から厚生省と接触を密にし、供託処理に向けて積極的に働きかけていたのであり、決して厚生省の指導を受身的に実行に移したのではない。同年一二月中に旧会社釜石製鐵所が供託を完了するという素早さを見ても、疑問の余地はない。

もとより、旧会社による供託は、前記五でも触れたとおり、旧会社は債権者全員の本籍地すなわち韓国における住所地を把握し、右各地方長官宛の「報告書」にも記載しているのである。供託原因など無いことを十分承知の上で、初めから債務の消滅のみを目的として故意に供託による処理をなし、原告らの請求権行使を不可能ならしめたものであり、極めて悪質な不法行為である。

五 慰謝料・補償問題

1 旧会社は、一九四二年一月下旬頃より、一九四五年二月下旬にかけて、本件各犠牲者を、朝鮮本土より傘下の釜石製鐵所へ強制的に連行し、奴隷的とも言える過酷な労働条件のもと強制労働をさせ、もって各犠牲者に多大の肉体的、精神的な苦痛と損害を与えた。

この強制連行は、各犠牲者を含む朝鮮民族にとって関わりのない日本の侵略戦争の戦時総動員

体制のもとで、日本本土における人的要員不足の補充・協力のために、戦時動員の国家政策として実施されたものであり、その策定、計画、募集、現地の警察官等との提携、連行、そして使役の各場面において旧会社が深く関与したものであることは以上に詳述した通りである。それは、連行され働かせられる朝鮮人労働者にとつては意思に反して強要されたものである。即ち、被支配民族として、民族的差別と蔑視のもとで、人権を無視された状態で、連行され、意に反した労働を強制されたものであった。

このような強制連行及び強制労働は、まさに現行憲法一八条が禁止する「奴隸的拘束」および「その意に反する苦役」そのものであり、各被害者の人格権である身体の自由を奪い去り、人格権を著しく侵害するものであった。

2 付随義務に基づく請求権

(一) 強制連行・強制労働と安全配慮義務

原告らの被相続人等である本件各犠牲者らは、国家総動員法、国民徴用令等に基づき、或いは、朝鮮人労働者募集要綱、朝鮮人労働者移住に関する事務取扱手続、朝鮮人内地移入斡旋要綱等に基づき、日本国及び旧会社により、旧会社釜石製鐵所へ強制連行され、同製鐵所における労務を強制された。このように旧会社と犠牲者らとの間には、強制連行・強制労働という

特別な社会的関係が存在していた。

そして、これが旧会社による強制力の行使によってなされていたものである以上、強制力行使に本来的に内在する義務として、旧会社は、犠牲者らに対し、強制連行・強制労働という従属関係が継続している間、犠牲者の生命・身体・健康等を自ら害さず、かつ他人をして侵害せしめないという内容の、犠牲者らの安全確保そのものを目的とする安全配慮義務を負っていた。

(二) 強制連行・強制労働と補償義務

さらに、自己の意に反して強制連行され、強制労働に服せしめられた犠牲者らが、国策に従い旧会社における当該労働を誠実に提供するためには、旧会社が、犠牲者らに対し安全配慮義務を負い、これを尽くすことが必要不可欠であるが、特に犠牲者らが労働を強制された当時は非常時局、戦時体制下であり、そもそも重大な災害が発生する蓋然性が高いものであるから、この義務が尽くされてもなお生命・身体・健康等に対する災害が発生する蓋然性が高い。他方、犠牲者らは、旧会社により強制連行され、労働を強制され、厳格な服務規律に縛られ、転職の自由・移転の自由もなく、しかも在職中の給与は単に在職中の生活を維持する程度のものにとどまるのであり、災害による傷病、死亡、退職等により経済上の取得能力を失っても、在職中の給与はこれを十分に補うものではないのみならず、犠牲者らの多くは在職中の給与等すら受

け取って、いない。

とすれば、旧会社においては、このような事態に対処し、安全配慮義務を尽くしてもなお発生する災害等による犠牲者らの生命・身体・健康等に対する被害を補償することが、犠牲者らが当該労務を誠実に提供するために必要不可欠である。

従って、犠牲者らと旧会社との間の法棒関係においては、旧会社が安全配慮義務を尽くしてもなお発生する災害による犠牲者らの生命・身体・健康等に対する被害を補償することが、付随義務の内容を構成していた。

(三) 旧会社の責任

よって、旧会社は、右安全配慮義務または右補償義務に基づき、犠牲者またはその遺族らに対し、その強制連行中ないし強制労働中に受けた損害について、その損害を賠償し、また、補償すべき義務を負う。

しかるに、旧会社は、各犠牲者及びその遺族たる原告らについて別に述べたとおり、安全配慮義務懈怠による被害について損害を賠償せず、あるいは補償義務を履行しないので、原告らは右義務に基づく損害賠償または補償を求める次第である。

第五 本件訴求の根拠（その二） — 被告日本国の責任

一 被告日本国の遺骨返還義務（請求の趣旨第一及び第二項について）
第四、一・二項を援用する。

二 被告日本国の謝罪義務（請求の趣旨第三項について）
第四、一・二・三項を援用する。

三 被告日本国の賠償義務・補償義務（請求の趣旨第五項について）

1 はじめに

(一) 強制連行、強制労働に基づく責任

第四、一項及び四項2を援用する他、更に以下のとおり論ずる。

日本国憲法前文は、被告日本国に「道義的国家たるべき義務」を課しており、被告日本国は、植民地支配の被害者に対して、特別の立法がなくとも、国家賠償法を類推適用して謝罪と賠償をする義務がある。

仮にこれが認められないとしても、本件犠牲者らは被告日本国により特別の損失を負わされたから、明治憲法第二七条にもとづき、損失補償を請求できる。

大日本帝国が本件犠牲者ら韓国人に対して行った強制連行・強制労働は、「韓国併合に関する条約（一九一〇年八月二九日公布）第六条の、「日本政府は、…同地に施行する法規を遵

守する韓人の身体及財産に対し十分なる保護を与え、且其の福利の増進を図るべし」
との規定に自らが政策を以て大規模に違反したものであった。

これは、右記載の「特別の損失」性を具体的に基礎づけるものである。

また、被告日本国は、本件犠牲者らに対する強制連行・強制労働という社会的接触関係から発生する付随義務に基づき、賠償・補償をなすべき義務を負う。

被告日本国が本件犠牲者らに対して強制連行をなし労働を強制した行為は、ILO二九号条約に違反する違法なものであるから、被告日本国はこれによって生じた損害を賠償し、あるいは補償をなすべき義務を負う。

(二) 戦後処理に関する責任

日本国籍を有していれば、各種の戦死者・戦傷病者援護立法の適用を受けることができる原告については、これらの立法の国籍条項は憲法一四条と国際人権規約B規約二六条に違反して無効であるから、右援護立法により、援護立法適用者と同等の補償給付を請求できる。

仮に以上の請求が認められない場合には、戦後国会が原告らに補償・賠償を行う立法を行わずに放置したことは、憲法に定められた立法義務の懈怠にあたるから、国家賠償法に基づく請求をなす事ができる。

(三) 右各請求根拠について、以下に詳論する。

2 道義的国家たるべき義務

(一) 一九四五年八月一日、日本はポツダム宣言を受諾し、翌年一月三日、現行日本国憲法が公布された。これは、国民主権、民主主義、平和主義というポツダム宣言の諸要求が、帝国憲法の改正ないし新憲法の制定を必要としたからであり、その意味で、ポツダム宣言は日本国憲法の根本規範といふべきものである。

(二) ところで、ポツダム宣言は八項で「カイロ宣言の条項は遵守されるべく」と規定しているから、カイロ宣言も日本国憲法の根本規範とみるべきであり、そのカイロ宣言には「第一次世界戦争の開始以後に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国からはく奪すること」「満州、台湾および澎湖島のような日本国が清国人から盗取した全ての地域を中華民国に返還すること」「日本国は、また、暴力および強欲により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される」「朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする」と記されている。すなわち日本国憲法の根本規範は、明治以来の日本の侵略戦争、植民地支配を不法のものとして認め、その結果の回復を要求しているのである。

(三) 日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないやうにするこ

とを決意」と規定しているが、これは右のような根本規範からみると、単なる人道主義的戦争否定ではなく、過去の侵略戦争、植民地支配にたいする反省の表明であると解すべきである。

日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」するが、それを実現する方法として戦争放棄（第九条）を規定するとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」することにした。

ところで、「諸国民の公正と信義に信頼」するといっても、一方的な信頼はありえず、それは同時に平和を愛する諸国民から被告日本国の公正と信義が信頼されなければならないことを意味している。侵略戦争、植民地支配を行ってきた日本が、それを反省し、平和を愛する諸国民から公正と信義を信頼されるためには、まず、侵略戦争と植民地支配の被害者に謝罪し、その損害を賠償しなければならないことは自明である。かかる意味で、日本国憲法前文は政府に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償を具体的内容とする「道義的国家たるべき義務」を負わせているのである。最高裁判所も、韓国人被爆者に対して在留の適法性を問わず原爆医療法を適用することは「国家的道義のうえからも首肯される」と判示している（最判一九七八年三月三〇日民集三二卷二号四三五頁）。

四 右の「道義的国家たるべき義務」は「国家の名譽をかけ、全力をあげて」達成されなければ

ならないのであって、立法・司法・行政を通じた国政の最優先課題とされるべきである。もとより、憲法も不可能を強いるものではないが、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と宣言している以上、戦争や圧政の被害者に対し現在の国際社会において行われている謝罪や賠償の中で、先端的地位を占める水準のものを要求しているのである。

(五) 日本と同盟を結び戦争を遂行したドイツは、戦争直後約二〇〇億マルク(約一六兆円)を現物で補償した他に、「連邦補償法」を制定してユダヤ人等のナチ被害者に対し、すでに八六四億マルク(約六兆九〇〇億円)以上の補償金を支払っている。また、アメリカ合衆国は、戦争中強制収容した日系人にたいし「市民の自由法」を制定し、正式に謝罪するとともに一人当たり二万ドルの補償金を交付している。憲法が「道義的国家たるべき義務」を課している日本では、国会は侵略戦争と植民地支配の被害者に対し、少なくともこれらの例に劣らない謝罪と賠償の立法を行い、謝罪と賠償の範囲や方法を特定する義務がある。しかるに遺憾ながら国会は今日までかかる立法を怠っている。

(六) しかし、「道義的国家たるべき義務」が「国家の名誉をかけ、全力をあげて」果たすべき義務として司法府にも課せられている以上、直接謝罪と賠償の範囲と方法を特定する立法が欠け

ていても、裁判所としては類似法令の類推等を通じてこれを特定し、司法救済を実現すべきである。

(七) 本件犠牲者及び原告らの損害は、日本政府による前述のとおり、無効な日韓併合条約の締結強要、帝国議会による国家総動員法の制定、それに基づく徴用令の発布、朝鮮への徴用令の適用といった国家行為によるものであり、「公務員の行為」による損害である。そしてこれらの国家行為が「違法」であったことは前述のように根本規範によって確認されている。そこで、特別の立法を欠いている現在においては、本件犠牲者ないし原告らへの賠償の範囲は国家賠償法の類推適用によつて特定することが適当であり、可能である。もとより、右の国家行為は憲法一七条と国家賠償法成立以前のものであるが、憲法一七条の具体化として制定された恩給法や原爆医療法が専ら憲法成立以前の国家行為を賠償の対象としていることに鑑みると、国家賠償法を遡及的に類推適用することには充分な理由がある。そして、「道義的国家たるべき義務」の本質上、除斥期間や時効による免責とは相いれないこと、「道義的国家たるべき義務」が現在の被告日本国を道義的国家とする義務として現在の政府に課せられていることから、除斥期間、時効等の国家賠償法の規定は類推されるべきではない。

したがって、原告らは国家賠償法を類推して被告日本国に対し損害賠償を請求することがで

きる。

(八) また、「公正と信義に信頼」するのは、すぐれて精神的な領域に係わることであり、謝罪のないまま物質的賠償を行ったのでは、とうてい「道義的国家たるべき義務」は果たし得ない。そこで、精神的被害の回復という点で共通の基礎をもつ民法七二三条と国家賠償法四条を類推し、裁判所が政府に対し適当な方法で謝罪することを命じることができる。

したがって、原告らは、被告日本国に対し、謝罪を請求することができる。

3 損失補償責任

(一) 総論

本件犠牲者らは、韓民族でありながら、旧日本帝国主義の植民地支配の下で、他民族たる日本民族の独立、繁栄のために力づくで、あるいは欺罔等により強制連行され、労務者として徴用された。

そしてその結果、ただ単に韓民族だからという理由だけで悲惨な差別的処遇にあったことはもちろん、生涯癒えることのない傷を負い、労働力の多くを喪失し、生命を失ったのみならず、残された遺族においても生計維持に困窮するなど、人格権上あるいは財産権上多大な損失を被った。

犠牲者及び原告らの右損失は、日本民族の独立、繁栄という被告の公共の用のために韓民族である犠牲者及び原告らが被った人格権あるいは財産権に対する不平等で受忍限度を超えた特別の損失である。

よつて、原告らは、被告日本国に対し、明治憲法第二七条に基づき、損失補償を請求する。

(二) 明治憲法と国の補償義務の存在

ところで、犠牲者及び原告らが被った損失の原因たる行為は、日本国憲法制定以前の明治憲法下になされたものであった。

この明治憲法は、二七条一項で「日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルルロトナシ」、同二項で「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と財産権の保障を定めていたが、日本国議法二九条とは異なり、補償の定めはなかった。

しかし、だからといって、「必ずしも補償を必要としないとする趣旨ではなかった」（宮沢俊義「憲法二新版」四〇八頁）。

明治憲法においても、国の補償義務は当然認められる。

「近代の自由国家の成立に際して、市民階級が演じた重要な役割の当然の結果として私有財産制の保障は、どこの人権宣言にも定められている」（同四〇五頁）。同様の意味において、

「明治憲法も、財産権の不可侵を定めたのである」（同四〇五頁）。さらに、「公共目的を達成するため、特定の者の財産を制限し剥奪することが不可欠な場合がある。このことは、財産権が神聖不可侵観されていた時代でも認識されていたことであって、公的収用権が明確に留保されていた（一七八九年フランス人権宣言一七条、アメリカ合衆国憲法修正五条）。ただ、その場合、財産権の保障との調節の観点から、収用は「公共の用のため」のものでなければならず、剥奪ないし制限に見合った「補償」がなされることが要件とされる。」（佐藤幸治「憲法」三八六頁）。

個々の歴史は異なるとはいえ、明治憲法が、近代自由国家の成立に際して市民階級が演じた重要な役割の当然の結果としての私有財産制の保障を取り入れた以上、公的収用権が認められるとしても、それに見合った補償を不可欠とするという理は明治憲法にも当然あてはまる。

田中二郎は以上をまとめて、その著書の中で、以下のように述べている。

「問題は補償に關し法律の沈黙せる場合である。此の場合に、通説の解するやうに当然に補償を為さぬ趣旨と解すべきや否やは疑問とせねばならぬ。此の場合の解釈原理如何は、損失補償制度の合理的根拠を何処に求めるかによつて重大な影響を受ける。

先に述べたように、補償が単なる恩恵としてではなく、正義公平の見地より特別の犠牲に對する調節として認められるものであり、しかも正義公平の原理が若し憲法上の原理として承認せらればならぬとするならば、補償に関する規定の欠缺は、当然に、これを否定する趣旨と解し去ることは必ずしも穩当ではないと思ふ。憲法義解第二十七条の註に「公益収用処分の要件は其の私産に對し相當の補償を付するに在り」と在るのは、公益の爲めにする特別の犠牲に對しては相當の補償を与へることが憲法の精神なることを説明したものであるといへよう。若し右の解釈が許されるとすれば、補償に付いて法の沈黙せる場合にも、少なくとも直ちにそれを否定的な意味に解することなく、条理として、補償の認められるべき場合の存することを理由づけ得るのではなからうか。」（「行政上の損害補償及び損失補償」二二二頁）

判例も、明治憲法施行當時に、知事が国の機関として進駐軍専用 のキャバレーに祇園の歌舞練場を転用するよう要請したことによる損失について、以下のように判示し、国の補償義務を認めた。

「大日本国憲法は、その第二七条において『日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ公益ノ爲必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル』と規定するのみで、公益の爲めにする所有權の

制限につき一般的に補償を与えるものであるか否かに関しては明らかにするところがなかった。しかしながら憲法義解は、本条を註釈して「公益収用処分ノ要件ハ其ノ私産ニ対シ相当ノ補償ヲ付スルニ在リ」と述べ、公益のために国民の財産権に特別の犠牲を負わしめる場合には、相当の補償を与えるべきことが旧憲法の精神とするところであることを説明したのである。思うに近代国家が一方において国民の所有権その他の財産権を基本的人権の一として保障するとともに、他方において公益上の必要に基づいてこれに制限を加える場合においては正当な補償を加えなければならないことは、自然法的な正義公平の理念に合致するものである：。」とところで旧憲法当時、公法上の損失補償を肯定する一般的規定のないことを根拠として、公権力により国民の財産権が侵害された場合においてもこれを補償する旨の明文の規定がない以上は、如何に正義公平の原理に反するものであっても、国民はこれを受忍すべく、法律上の救済は与えられないものであるという見解が通説的地位を占めていたのであるが、この説は、かような侵害に対して損失の補償をしない旨の法律の明文のある場合または少なくとも法律全体の趣旨からそのように解釈せざるを得ない場合に関してはともかくとしても、その点につき法律の沈黙している場合にまでその正当性を主張し得べきものであるか否かは極めて疑問である。従って、「正義と公平の観念」を基礎として補償すべきもの

とする（東京地判一九五八・七・一九下裁民集九卷七号一三三六頁）。

ところで、他方では特別の規定がない場合には、補償義務がないとした判例もある。ポツダム緊急勅令で「連合国財産ノ返還等ニ関スル件」二条に基づく大蔵大臣の命令によって生じた財産権の喪失につき「本件不動産の返還そのものが憲法の適用外にある命令に基づくものである以上該財産の返還に因る損失の処理も同様憲法の枠外にある」としたうえで、「立法の目的と当時の社会状況によって定められるべきものであつて、本件の如き旧敵産の譲受人が敗戦の結果戦勝国の要求に基づき国家より財産の返還を命ぜられた場合において国家は返還者に対し右財産の返還当時の時価相当の補償をなすことが今日の文明国の政府の行動を支配する当然の条理であるとの原告の主張は首肯し難い。」「のみならず、元来条理換言すれば自然的な正義原理は法の全体系に貫流する理念として法の解釈適用を指導する倫理的基準であり実定法の基礎をなし実定法規範も大局的にはこれが表現であるけれども、それが実定法上の細目の規定によって具体的に表現されない限り条理そのものから直ちに実定法上の具体的な権利を認めることはできない。従つて条理に基づく原告の請求も到底これを許容し難い。」（東京地判一九五一・三・一下裁民集二卷三号三〇一頁）。

しかしながら、この事案はあくまで占領権力の存在があり、それを超憲法的存在とみなし

たうえでの判断であり、日本国政府の行為を原因とする損失についての判断である前述東地判一九五八・七・一九と矛盾するものではない。そして、本件事案はまさにこの一九五八年判決があてはまる事案である。

(三) 補償請求の根拠

以上より、原告らは、明治憲法二七条の正義公平の理念に基づいて、補償請求ができる。

判例も、現行憲法に関してではあるが、旧河川付近地制限令違反事件において、特別の犠牲を課したものと見られる場合は、補償請求に関する規定がなくても、直接日本国憲法第二九条三項を根拠として補償請求することができるとした（最高大法廷一九六八・一一・二七刑集二二卷一二号一四〇二頁）。

ところが、他方で、条理（正義公平の理念）に基づく請求については、判例、学説の多くが否定する。「このことは、条理はすでに日本国憲法の規定の中に包摂されていると考えられているからであり、条理が憲法規定を離れて唱えられる場合には、単なるイデオロギー的主張に止まり、請求権発生の根拠とするに足らぬという考え方によっているようである。従って（中略）憲法に依拠せずして、条理上の請求権を唱える必要性はないということになるであろう。」（下山暎二「国家補償法」二九九頁）

しかしながら、本件原告らの請求は、裸の正義公平の理念ではなく、明治憲法二七条の近代市民法理に依拠する財産権の保障が不可欠に内包する正義公平の理念（二）参照）に基づく請求であり、明治憲法二七条を根拠とするものである。

よって、これが判例、学説と矛盾することはない。

（四） 補償請求の要件

損失補償制度の歴史およびその実質的根拠である正義公平の理念からすると、補償請求の要件については、日本国憲法の解釈がそのままあてはまる。

「通説によれば、日本国憲法第二九条三項に基づいて正当な補償を要するのは、特定の人に対し当該財産権の受忍すべき社会的拘束以上の特別の犠牲を課する場合である（芦部信喜「演習憲法」一七〇頁）」。

「そして、特別の犠牲と言えるかどうかは、侵害行為の対象が広く一般人か特定人ないし特別の範疇に属する人かという形式的基準と侵害行為が財産権に内在する社会的制約として受忍すべき限度内か、それを超えて財産権の本質的内容を侵すほど強度なものかという実質的基準を総合的に考慮して判断される」（田中二郎「新版行政法上・全訂第一版」一九八頁、芦部信喜「憲法第一部」第四分冊二二頁）

(五) 犠牲者及び原告らについての補償の要件

(1) 公共の用

本件犠牲者らは、韓民族でありながら、旧日本帝国主義の植民地支配下で他民族たる日本民族の独立、繁栄という被告の公共の用のために力づくで、あるいは欺罔により強制連行され、労務者として徴用された。

(2) 特別の犠牲

そして、その結果、ただ韓民族だからという理由だけで悲惨な差別的処遇にあったことはもちろん、生涯癒えることのない傷を負い、労働力の多くを喪失し、生命を失ったのみならず、その遺族においても生計維持に困窮するなど、人格権上あるいは財産権上多大な損失を被った（これは、「併合条約」第六条にも違反する）。

これは、韓民族である犠牲者及び原告らだけが被った、受忍限度を超えて人格権や財産権の本質的内容を侵すほど強度の損失である。

従って、特別の犠牲といえる。

(六) 最高裁判例に対する批判と本件原告らへの適用の可否

最高裁は、いわゆる台湾人元日本兵戦死傷補償請求事件において、一九六八年一月二七

日大法廷判決（民集二二卷二二号八〇八頁）の論理をそのまま用い以下のように判示した。「上告人らが主張するような戦争犠牲ないし戦争損害は、国の存亡に係わる非常事態の下では、国民の等しく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところというべきであり、右のような戦争犠牲ないし戦争損害に対しては単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎないものと解すべきことは、当裁判所の判例の趣旨に徴し明らかであるよ（最高裁一九九二・四・二八）」

しかしながら、この判決は、旧日本帝国主義の植民地支配下で、台湾民族が他民族である日本民族の独立と繁栄のために、強制的に犠牲を余儀なくされたという歴史的事実を全く看過し、形式的、表面的な国籍の帰属のみをもとに台湾民族を日本人と同様に扱った誠に不当な論理である。

かかる判決論理を、本件原告らの請求に適用することは、絶対にあってはならない。

そもそも、本件犠牲者及び原告らの被った損失は「戦争犠牲ないし戦争損害」ではない。確かに、犠牲者及び原告らの損失は、直接的には戦争中のあるいは連合国による攻撃に基づくものである。しかしながら、犠牲者及び原告らがこのような損失を被ったのは、被告日本国が植民地支配下にある犠牲者らを強制的に徴用等したからにほかならない。犠牲者及び原

告らの被った損失は、戦争犠牲ないし戦争損害ではなく、まさに犠牲者ら韓民族を支配した被告日本国の行為に基づくものなのである。

また、強制的に植民地支配されていた朝鮮民族である犠牲者及び原告らが、支配国である被告日本国の存亡のために、損失を「受忍しなければならぬ」理由は何もない。

しかも、犠牲者ら韓民族が「国民」とされるに至った経緯を考えると、日本民族と「等しく」受忍しなければならぬなどとは到底いえない。

また、韓民族である犠牲者及び原告らの受けた損失は日本国民の受けた損失とは質的に異なる特別の範疇に属する者のみが被る損失であり、量的にも受忍限度をはるかに超えた損失であり、日本国民と「等しい」犠牲といえるわけもない。

(七) 結語

よって、原告らは、被告日本国に対し、明治憲法第二七条に基づき、損失補償を請求する4 付随義務に基づく請求

(一) 強制連行・強制労働と安全配慮義務

原告らの被相続人等である本件各犠牲者らは、国家総動員法、国民徴用令等に基づき、或いは、朝鮮人労働者募集要綱、朝鮮人労働者移住に関する事務取扱手続、朝鮮人内地移入

幹旋要綱等に基づき、被告日本国及び旧会社により、旧会社釜石製鐵所へ強制連行され、同製鐵所における労務を強制された。これら犠牲者らは、一九三八年五月、被告日本国により国家総動員法が施行されて以降の完全な戦時体制の下、戦局の深刻化にしたがって労務要員の確保と充足のため労務管理が被告日本国の統制下におかれる中、被告日本国及び旧会社により、募集、幹旋、徴用という名目の下に強制連行され、戦時中の旧会社における労務を強制されたものである。

このように犠牲者らは、非常時局、戦時体制という状況下、被告日本国の国策として強制連行され、労務を強制されたのであるから、被告日本国と犠牲者らとの間の強制連行・強制労働という特別な社会的接触関係は被告日本国による強制力の行使によつてなされていたものである。従つて、強制力行使に本来的に内在する義務として、被告日本国は、犠牲者らに対し、強制連行・強制労働という従属関係が継続している間、犠牲者の生命・身体・健康等を自ら害さず、かつ他人をして侵害せしめないという内容の、犠牲者らの安全確保そのものを目的とする安全配慮義務を負っていた。

(二) 強制連行・強制労働と補償義務

さらに、自己の意に反して強制連行され、強制労働に服せしめられた犠牲者らが、国策に

従い旧会社における当該労務を誠実に提供するためには、被告日本国が、犠牲者らに対し安全配慮義務を負い、これを尽くすことが必要不可欠であるが、特に犠牲者らが労務を強制された当時は非常時局、戦時体制下であり、そもそも重大な災害が発生する蓋然性が高いものであるから、この義務が尽くされてもなお生命・身体・健康等に対する災害が発生する蓋然性が高い。他方、犠牲者らは、旧会社及び被告日本国により強制連行され、労務を強制され、厳格な服務規律に縛られ、転職の自由・移転の自由もなく、しかも在職中の給与は単に在職中の生活を維持する程度のもにとどまるのであり、災害による傷病、死亡、退職等により経済上の取得能力を失っても、在職中の給与はこれを充分に補うものではないのみならず、犠牲者らの多くは在職中の給与等すら受け取っていない。

とすれば、被告日本国においては、労務管理を統制下におき、安全配慮義務を負う等、使用者類似の立場にあった以上、このような事態に対処し、安全配慮義務を尽くしてもなお発生する災害等による犠牲者らの生命・身体・健康等に対する被害を補償することが、犠牲者らが国策に従い、当該労務を誠実に提供するために必要不可欠である。

従って、犠牲者らと被告日本国との間の法律関係においては、被告日本国が安全配慮義務を尽くしてもなお発生する災害による犠牲者らの生命・身体・健康等に対する被害を補償す

ることが、付随義務の内容を構成していた。

(三) 被告日本国の責任

よって、被告日本国は、右安全配慮義務または右補償義務に基づき、犠牲者またはその遺族らに対し、その強制連行中ないし強制労働中に受けた損害について、その損害を賠償し、また、補償すべき義務を負う。

しかるに、被告日本国は、各犠牲者及びその遺族たる原告らについて別に述べたとおり、安全配慮義務懈怠による被害について損害を賠償せず、あるいは補償義務を履行しないので、原告らは右義務に基づく損害賠償または補償を求める次第である。

5 ILO二九号条約違反に基づく請求

本件犠牲者らを強制連行し、強制労働に服せしめた被告日本国の行為は、強制労働条約（ILO二九号条約）に違反する。

(一) ILOは、既に一九二二年当時植民地及び委任統治地域における労働問題に関心を寄せ、一九二六年国際連盟が強制労働問題に閲してILOの注意を喚起する決議を採択する直前に、ILO内部に「土民」労働に関する専門家委員会(the Committee of Experts on Native Labour)が設けられ、活動を開始した。

右委員会の活動対象には、強制的及び長期契約の労働に関する問題が含まれており、その活動を基礎として一九二九年にはILO事務当局の報告書が第一二回総会に提出された。

この報告書は、多くの従属国では道路・鉄道・ダム等々の公共事業において、強制労働による労働力調達が慣行化していること、一定の地域的目的のために原住民を遠隔地に移動させて強制労働させる場合に最も弊害が多いことを指摘している。

(二) 　そして、一九三〇年六月二八日ILOの第一四回総会において、「強制労働に関する条約第二九号」(以下、「強制労働条約」という。)及び勸告第三五号、同第三六号が採択されるに至った。被告日本国は、右条約を一九三二年一月一二日批准した。なお、現在一二五の国がこの条約を批准している。その目的は、植民地・委任統治地域において慣行化せられている強制労働が住民に対する教育的効果よりも非道德的性格が大であるとして、その直接的もしくは漸次的廃止のための措置を講ずることにあつた。

(三) 　強制労働条約において、「強制労働」とは「或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申し出タルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂ウ」(同条約第二条一項)とされており、本件犠牲者に強いられた労役は、正に強制労働に該当する。

強制労働条約は、刑罰、徴兵等の外、例外的に壮年男性に対する労働を認めてはいるが、こ

れには厳しい条件を付している。

即ち、炭坑など鉱山の強制労働や、一年に六〇日以上（労働現場への旅行期間を含む）にわたる強制労働は禁止されおり、また私企業に強制労働を許すことも禁止されている。また、例外的に強制労働が許される場合においても、内地人との賃金格差はあつてはならず、しかも賃金を現金で支払う義務があるのである。

(四) しかしながら、被告日本国が行った強制連行・強制労働は、これら全ての点で、強制労働条約に違反していた。

本件犠牲者らに対する強制労働期間は六〇日で終わることはなかった。また、賃金は日本人（内地人）より格段に安く、しかも、前述のとおり、この賃金の殆どは強制貯金させられたため、現実には賃金の支給はされなかったり、支給されたとしてもわずかなものであった。

また、被告日本国は、これらの強制労働の直接的利用を、殆ど旧会社等の私企業に委ねていたが、これは同条約第四条に明らかに違反する。

(五) 強制労働条約上、日本政府は同条約の違反者に対して、刑罰をもって対処しなければならぬ旨の義務を負うことが明文で規定されている（同条約第二五条）。

しかしながら、日本政府が刑罰をもって強制労働を規制したことはほとんどない。むしろ、

条約違反者を取り締まるべき警察などの当局自身が、朝鮮人に対する強制連行を実施し、旧会社を含む私企業の「たこ部屋」からの逃亡防止処置まで行い、さらに逃亡した被強制連行者を捉えては拷問を加える等、被告日本国は積極的に強制労働の実施に加担したのである。

(六) よって、被告日本国は、原告らに対し、強制労働条約違反に基づき、損害賠償ないしは補償をなす責任を免れない。

6 援護法に基づく責任

(一) 被告日本国は、戦傷病者・戦没者遺族に対する援護を行なうため、これまでに以下の一三の立法を行なっている（以下「援護法」という）

- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- ・ 恩給法
- ・ 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律
- ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
- ・ 戦傷病者特別援護法
- ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔意金支給法
- ・ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

- ・ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

- ・ 未帰還者留守家族等援護法

- ・ 未帰還者に関する特別措置法

- ・ 引揚者給付金等支給法

- ・ 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律

- ・ 平和祈念事業特別基金に関する法律

(二) 右各法律については、いずれも日本国籍を有しない者に対する適用が否定されている（以下「国籍要件」という。）。

(三) しかし、以下に述べるとおり、右各国籍要件は、いずれも憲法一四條並びに「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下「B規約」という。）二六條に違反しており、無効である。よつて、被告日本国には、少なくとも、右各立法に定められたところにしたがつて原告らに対し給付を行なう義務がある。

(四) 国籍要件の憲法一四條違反

原告らの戦争被害の大きさは、日本人軍人・軍属・被徴用者等のそれと比較して、上回ることこそあれ、決して劣ることはない。そして、前記各法律による援護は、いずれも戦争被

害に対して国家補償の趣旨からなされているものである。とすれば、右各法律の適用を国籍の有無で区別することは全くもって不合理であり、これが憲法一四条により禁じられた不合理な差別にあたることは明白である。したがって、国籍要件は無効である。

(五) 国籍要件のB規約二六条違反

B規約二六条は、法の下での平等を定め、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位のいかなる理由による差別」をも禁止している。しかるに、「国籍要件」を定めて外国籍の戦争犠牲者に対する補償を排除する前記日本の各援護立法は、「国籍」による差別として、B規約二六条に違反する。

援護立法における、「国籍」に基づく別扱いに関して、規約人権委員会が判断を示したケースとして、いわゆる「セネガル・ケース」がある。

イブラヒマ・ゲイエほか七四二名のセネガル人元フランス兵が、フランスの軍人年金法の一九七九年改正により、その受ける年金支給額をフランス人元兵士よりも低額に抑えられたことについて、B規約二六条違反を理由に規約人権委員会に救済を求めた事件(いわゆる「セネガル・ケース」)において、規約人権委員会は次のように判示した。

同委員会は、まず、「国籍」はB規約二六条に差別禁止事由として列挙された「他の地位」に該当すること、年金の問題であっても同条の適用を受けること、を示した。

そして、同条にいう「差別」に当たるか否かの判断は、当該区別が「合理的かつ客観的基準」に基づくものであるか否かに係るとした。その上で、セネガル人元フランス兵の年金支給額をフランス人元兵士の年金受給額よりも低額に抑えることに「合理的かつ客観的」理由があるか否かにつき、「国籍」ではなく、退役軍人が「過去に提供した役務」こそ年金支給の根拠であること、フランスと旧植民地の経済的・社会的状況が異なることは、国籍による別異の取扱を正当化する根拠たりえないこと、身元確認困難による年金申請権の濫用のおそれもまた、国籍による別異の取扱を正当化する根拠たりえないこと、を示して、右国籍による区別に「合理的かつ客観的」な理由は存しないとして、右別異取扱いが二六条に禁ずる国籍による差別に該当すると結論づけた。

結局、規約人権委員会は、右別異取扱いについて、二六条違反を認定すると同時にフランス政府に対して効果的な救済措置を講ずるよう求めたのである。

右判断及び勧告から明らかのように、本来「過去に提供した役務の対価」もしくは「過去に被った犠牲への補償」として支給されるべき援護立法による補償に「国籍」によって適用・

不適用を区別する日本の右各援護立法に「合理的かつ客観的」理由はないことは明らかである。従って、各援護立法の「国籍要件」はB規約二六条に違反する。

7 立法不作為による国家賠償責任

被告日本国には、以下に述べるとおり、国家賠償法一条一項に基づく賠償義務がある。

(一) 立法不作為による国家賠償責任

個々の国会議員も公務員である以上、各人に課された憲法上の立法義務に違背する立法不作為は、国家賠償法上の違法行為と評価されるべきである。判例もこの理を認めており、「作為義務が憲法上明文をもって定められているか又は憲法解釈上その義務の存在が明白な場合」には、立法不作為による国家賠償責任の発生を認めている（東京地裁一九八九年四月一八日判決）。

(二) 補償立法義務の存在

以下の憲法の諸規定を総合すれば、憲法解釈上、個々の国会議員 に対し、侵略戦争・植民地支配により被害を受けた個人への戦後補償（以下「補償」という。）を行なう立法をなすべき義務が課されていることは、明白である。

(1) 憲法前文

前述したとおり、道義ある国家たらんとするには、補償立法をなすのが最低限の必要条件となるのであり、憲法前文は当然に補償法の定立を義務付けるものである。

(2) 憲法九条

戦争を放棄する以上、当然、戦争行為は不法であるとの先進的認識が表明されているのであり、とすれば、かつて引き起こした戦争により被害を被った人々に対して誠実に責任を取り、補償をなしていくことは、同条が当然に義務付けているものと言わなければならない。

(3) 憲法一四条

平等原則は、かつて国家に忠義を尽くした（即ち、侵略戦争に直接に加担した）日本人・軍属にのみ戦後補償をなすことを絶対に容認しない。平等原則により、国籍の有無を問わず、また、軍人・軍属であるか否かを問わず、一律に戦争被害を補償する立法が義務付けられていることは明らかである。

(4) 憲法一七条及び二九条三項

国家権力により生命、身体又は財産に対して侵害を受けた場合、その侵害が違法である場合はもちろん、適法であっても、特別の犠牲を強いられた場合には、国家はその損害を

補填する義務があるのである。この精神からすれば、かつて侵略戦争で被害を受けた人々（とりわけ植民地支配を受けた人々）に対して補償を行なう立法をなすことは、当然に要求される場所である。

(5) 憲法四〇条

刑事補償の趣旨からすれば、強制連行され、事実上の監禁状態で強制労働を強いられた人々との関係で、補償立法をなすことが義務付けられるのは当然と言わねばならない。

(7) 憲法九八条二項

前述した国際的潮流からすれば、もはや戦後補償をなすことは国際慣習法として確立したと言いうる。とすれば、国際慣習法の遵守義務から、当然に、補償立法義務が導かれる。

(三) 補償立法義務の懈怠

補償立法義務の存在は、以上述べてきた個々の憲法規定、並びに、前述した補償立法の国際的広がり（とりわけ、前述した、一九八八年のアメリカ及びカナダの戦後補償は、マスクミによって大きく取り上げられるところとなった）からすれば、個々の国会議員が容易に認識できるところである。にもかかわらず、未だ戦後補償立法をなそうとする動きは全く顕在化していない。したがって、一九八八年から四年経過している現時点において、国会議員

らは補償立法をなすべき合理的期間を既に徒過していると言ふべきであり、少なくとも過失により、憲法上作為義務に違背した立法不作為に陥っている。

(四) よつて、被告日本国は、補償立法があれば補填されたであろう原告らの損害を賠償する義務がある。

8 未払金問題

被告日本国は、前記のとおり過去の強制連行・強制労働に対し賠償義務を負うほか、戦後も旧会社が原告らに対し未払金の支払債務を負っていることを知りながら適切な救済措置をとらなかつたばかりか、一貫して旧会社の右債務の存在が公になることを恐れ隠し続け、被告新日鉄と共に原告らの右未払金支払請求権行使を不可能にしてきた。これは、もはや国家の道義的責任の範疇を越え、故意による権利侵害行為であり、不法行為を構成する。

(一) そもそも、旧会社が自発的に未払金債務を履行しなかつたのは、大日本帝国当時の厚生省が、強い行政指導によって朝鮮人連盟の未払金要求を封じ込めようとしたことが大きな要因である。

とりわけ、一九四六年一〇月一二日付厚生省労政局長通牒は、朝鮮人被用者に対する未払金を「供託」の体裁を取ることと処理するよう指示し、この通牒を受けて、旧会社はじめ各企業

は未払金を「供託」し、事後の責任逃れの基礎となしたのである。

(二) このように、被告日本国は、大日本帝国から日本国へと改まったとはいえ、かかる未払金発生の事態を作り出した当事者的地位にあつたのであるから、速やかに未払状態を解消すべく、各企業に働きかける等して適切な措置を取るべきところ、なんら有効な対応をせぬまま放置した。戦争の反省のもとに新憲法を制定し、普遍的な政治道徳の実現を目指す国家として、みずから強く方向づけた結果として他国民の深刻な権利侵害を招来した以上は、当然にその侵害状態を解消すべき義務があるとい謂うべきである。

のみならず、被告日本国は、右供託の事実、供託書の保管等も当然把握しておきながら、日韓条約締結に向けた韓国政府との交渉の場で、元徴用工等の金銭請求に関する資料はないと断言した。本来なら戦後間もない段階で日本人と同等以上の補償を既になすべきあつたのに、このような虚偽の回答をすることによって請求権充足の可能性を政治レベルにおいても断ち切るうとした。韓国政府は追求の資料を一切持たない以上、かかる虚言を弄する行為は、未払金請求権の積極的な侵害行為にほかならない。

(三) 右積極消極の侵害行為により、原告らは戦後五〇年の長きにわたり多大な経済的及び精神的苦痛を強いられたのであり、被告日本国はそれによる損害の賠償の責めに任じなければならな

い。

第六 本件訴訟における請求額

以上、第二・第三に詳述した経過事実により、

一 原告らは、その肉親である各犠牲者が旧会社に対して有するところの未払賃金等金銭債権を承継した者であり、この債務を承継した被告新日本製鐵株式会社に対して、別紙一覽表記載のとおり当該金額を本件訴訟において訴求する。

二 また、原告らは、

1 各犠牲者等が各自に加えられた強制連行・強制労働・戦災死ないし労働災害死（白●●）について発生した慰藉料・逸失利益等の損害賠償請求権を承継すると共に、

2 日本国・旧会社らによる不法行為の結果、かけがえのない自己の肉親を奪われたが故の一家離散・甚だしい困苦等に五〇年間もの長きに亘って堪えてこなければならなかったのであり、被告らに対して固有の慰藉料請求権を有している。

これらを総計するならば、各原告について、一人当たり金二〇、〇〇〇、〇〇〇円を下らないことが明らかである。

第七 結語

― 今年は「戦後五〇年」の節目にあたる年である。

日本の国土は敗戦により一時は廢墟と化したのが、被告日本国はその中から「奇跡の復興」を遂げ、今では世界に名だたる「経済大国」にまでのし上がった

しかし、日本と同じく廢墟の中から復興したドイツが、国はもとより企業さえナチスの犠牲者に対して国籍を問わず個人補償を行っているのに比べ、日本は、台湾出身の旧軍人に行つたことを除けば、外国人に対して個人補償は行っていない。その結果、犠牲者個人の被害はほとんど回復していないにもかかわらず、被告日本国の公式見解によれば、戦時賠償は「日韓条約」等によりすべて解決済みである。

他方、日本人に対する補償はすべて個人補償の形をとり、一人の例外なく直接個人に支払われている。その金額は総計約金四〇兆円といわれている。そして、今年度も、死後五〇年後に今更「弔慰金」というのは極めて不可解ではあるが、戦死者の遺族に対して一人金四〇万円、合計金六、〇〇〇億円に上る「特別弔慰金」が支払われた。

戦後の「焼け跡」の時代であればともかく、決して被告日本国に金がないわけではない。少なくとも、日本人に金六、〇〇〇億円の「特別弔慰金」を支払う金はある。また、「湾岸戦争」のときに、金九〇億ドル、当時のレートに換算すれば金一兆六、〇〇〇億円をアメリカの求めに応じて支

払ったことも記憶に新しい。

要は、財源の問題ではなく、「やる気」の問題である。

二 日本明治維新以降後の歴史は、朝鮮半島植民地化の歴史であった。日本最後の本格的な内戦となった西南戦争は「征韓論」を巡る争いがそもそもの発端であり、江華島事件、日清戦争、日露戦争は、すべて朝鮮半島植民地化のための戦争であった。日本が犯したこれらの侵略戦争は完全な犯罪であり、決して「謝罪」して済むような生易しい問題ではない。

しかし、被告国がいやしくも「文明国」であるならば、被告新日鉄が世界になだたる「一流企業」であるならば、最低限の「罪滅ぼし」として過去の侵略戦争を心底から謝罪し、その犠牲者に対して国籍を問わず可能な限り補償すべきである。少なくとも、ドイツでは国はもとよりダイムラーベント社、シーメンス社等の企業も補償しているのである。

原告らの訴訟は、被告らに決して「理不尽」な請求をしているわけではない。被告らの強制連行により死亡した原告らの父であり、兄であり、叔父である犠牲者が死後どのように扱われたのかを明らかにしてくれ、犠牲者に支払われるべき未払賃金を支払ってくれ、等と請求しているに過ぎない。原告らの請求は、人間として当然のことである。

死亡通知すら来なかった犠牲者の遺族の心の痛みを、被告らは戦後五〇年間全く感じなかったの

であろうか。犠牲者の新たな犠牲の上で復興を果たした被告日本国の戦後の歴史そのものが問われているのである。

三 歴史は過去、現在、未来という形で永続する。現在を決定するのは過去であり、未来を決定するのは現在である。過去に歴史を歪めれば、現在の歴史も歪んだものとなり、これをそのまま放置すれば、未来の歴史もまた歪んだものとなる。ドイツのワイツゼッカー大統領は、ドイツ敗戦四〇年にあたる一九八五年五月八日、「過去に目を閉ざす者は、結局のところ、現在をも見ることができない。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすい。」旨西ドイツ連邦議会で演説したが、まさにそのとおりである。

過去に犯した歴史の過ちは必ず正さなければならない。二〇世紀に犯した過ちは二〇世紀中に正さなければならない。そうでなければ、二一世紀はスタート直後から過ちに充ちた「虚」の歴史となる。二一世紀が「虚」であるなら、二二世紀、二三世紀もすべて「虚」である。

本件をはじめとする戦後補償の問題を円満に解決しない限り、二一世紀の「日韓関係」はすべて「虚」であり、二一世紀はおろか二二世紀になっても永久に本当の意味での「日韓友好」は望むべくもない。未来永劫の「日韓友好」を築くためにも、本件はどうしても避けて通れない問題である。

四 今年が「戦後五〇年」の節目にあたる関係で、本年六月九日、「戦後五〇年国会決議」なるものが、与党三党間で衆議院で強行採決された。当初は「不戦決議」として全会一致の採決を目論んでいたものの、与野党間の対立で右のような決議になったのである。

右「戦後五〇年決議」は、過去の侵略戦争について粉微塵も反省していないことを全世界に示すものであり、戦争責任を如実に否定するものであった。即ち、「全世界の戦没者及び戦争等による犠牲者に対し、追悼の誠を捧げる」として、A級戦犯を含む戦犯と強制連行による犠牲者等を同列に置き、②世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし」として、問題を一般化し、あたかも侵略的行為をしたのは日本だけでない^と居直り、「過去の戦争についての歴史観の相違を越え」として、「大東亜共栄圏」の歴史観を否定しないというものであった。そもそも、右決議は「謝罪」を否定するために「反省」し、「侵略」を否定するために「侵略的行為」をしたとするものであった。

従って、右決議がなされるやアジア諸国から強い批判が出たのは当然の事理である。

五 右決議と一体化した動きとして、「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、「民間基金」という。）があるので、最後に一言言及する。

「民間基金」は、民間から寄付を募り、「従軍慰安婦」として性的虐待を受けた女性に対し、右基

金から一定額を支給しようというものである。

しかし、右「民間基金」は、基金の名称からも明らかなように、単なる女性の性的問題一般にすりかえ、侵略戦争に対する「謝罪」はもとより「反省」に基づくものでさえない。被告日本国は、戦後補償について、右「民間基金」により補償請求に対して最終的に「政治決着」を図り、戦後補償を否定する意図である。これは、まさに「戦争責任・戦後責任否定論」に他ならない。

現在提訴されている数々の戦後補償訴訟、これは何を意味するのであろうか。単なる金銭的な請求だけであれば、「民間基金」方式の拡大で済むかもしれないが、当事者は単なる金銭的な請求をしているわけではない。一九一〇年の「日韓併合」により民族の一切を奪い、日本人として数々の義務を負わせておきながら（そのために、BC級戦犯として処刑された者もいる）、戦後はサンフランシスコ条約により被告日本国が独立を回復するや一片の民事局長通達で一方的に日本国籍を失わせ、日本人としての些細な権利さえ奪った被告日本国の「歴史」を問題にしているのである。従って、まさに被告日本国の「歴史認識」が問われているのである。

六 戦後五〇年間、日本は奇跡的な経済成長を遂げた。その中で「置き去りにされた戦後」が本件である。「置き去りにされた戦後」に対して問題提起するという意味で、本件訴訟は極めて公益的性格を有するものである。